

大蔵委員会議録第二十二号

昭和三十三年三月三十日(土曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事有馬 英治君 理事小山 長規君

理事藤枝 泉介君 理事平岡忠次郎君

理事横越 重吉君

植木庚子郎君 遠藤 三郎君

大平 正芳君 奥村又十郎君

加藤 高藏君 川島正次郎君

吉川 久衛君 小島 徹三君

志賀健次郎君 杉浦 武雄君

高瀬 傳君 竹内 俊吉君

中村三之丞君 二階堂 進君

坊 秀男君 前田房之助君

山本 勝市君 横川 重次君

有馬 輝武君 井手 以誠君

石村 英雄君 春日 一幸君

神田 大作君 久保田鶴松君

田万 廣文君 竹谷源太郎君

横山 利秋君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

建設大臣 南條 徳男君

出席府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君

大蔵事務官 (主税局長) 原 純夫君

運輸事務官 (自動車局長) 山内 公猷君

委員外の出席者

建設技官(道路局 道路企画課長) 高野 務君

専門員 椎木 文也君

三月三十日

委員小西寅松君、高橋達之助君、鈴

第一類第五号

大蔵委員會議録第二十二号

昭和三十三年三月三十日

第一類第五号

大蔵委員會議録第二十二号

第一類第五号

第一類第五号

木周次郎君、内藤友明君、仲川房次郎君、古川大吉君及び松岡松平君辭任につき、その補欠として植木庚子郎君、中村三之丞君、横川重次君、高瀬傳君、二階堂進君、志賀健次郎君及び小島徹三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辭任につき、その補欠として伊藤幸太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員植木庚子郎君、小島徹三君、志賀健次郎君、高瀬傳君、中村三之丞君、二階堂進君及び横川重次君辭任につき、その補欠として小西寅松君、松岡松平君、古川文吉君、内藤友明君、高橋達之助君、仲川房次郎君及び鈴木周次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辭任につき、その補欠として伊藤幸太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員植木庚子郎君、小島徹三君、志賀健次郎君、高瀬傳君、中村三之丞君、二階堂進君及び横川重次君辭任につき、その補欠として小西寅松君、松岡松平君、古川文吉君、内藤友明君、高橋達之助君、仲川房次郎君及び鈴木周次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辭任につき、その補欠として伊藤幸太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員植木庚子郎君、小島徹三君、志賀健次郎君、高瀬傳君、中村三之丞君、二階堂進君及び横川重次君辭任につき、その補欠として小西寅松君、松岡松平君、古川文吉君、内藤友明君、高橋達之助君、仲川房次郎君及び鈴木周次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辭任につき、その補欠として伊藤幸太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員植木庚子郎君、小島徹三君、志賀健次郎君、高瀬傳君、中村三之丞君、二階堂進君及び横川重次君辭任につき、その補欠として小西寅松君、松岡松平君、古川文吉君、内藤友明君、高橋達之助君、仲川房次郎君及び鈴木周次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辭任につき、その補欠として伊藤幸太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員植木庚子郎君、小島徹三君、志賀健次郎君、高瀬傳君、中村三之丞君、二階堂進君及び横川重次君辭任につき、その補欠として小西寅松君、松岡松平君、古川文吉君、内藤友明君、高橋達之助君、仲川房次郎君及び鈴木周次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辭任につき、その補欠として伊藤幸太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員植木庚子郎君、小島徹三君、志賀健次郎君、高瀬傳君、中村三之丞君、二階堂進君及び横川重次君辭任につき、その補欠として小西寅松君、松岡松平君、古川文吉君、内藤友明君、高橋達之助君、仲川房次郎君及び鈴木周次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辭任につき、その補欠として伊藤幸太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員植木庚子郎君、小島徹三君、志賀健次郎君、高瀬傳君、中村三之丞君、二階堂進君及び横川重次君辭任につき、その補欠として小西寅松君、松岡松平君、古川文吉君、内藤友明君、高橋達之助君、仲川房次郎君及び鈴木周次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辭任につき、その補欠として伊藤幸太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員植木庚子郎君、小島徹三君、志賀健次郎君、高瀬傳君、中村三之丞君、二階堂進君及び横川重次君辭任につき、その補欠として小西寅松君、松岡松平君、古川文吉君、内藤友明君、高橋達之助君、仲川房次郎君及び鈴木周次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辭任につき、その補欠として伊藤幸太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員植木庚子郎君、小島徹三君、志賀健次郎君、高瀬傳君、中村三之丞君、二階堂進君及び横川重次君辭任につき、その補欠として小西寅松君、松岡松平君、古川文吉君、内藤友明君、高橋達之助君、仲川房次郎君及び鈴木周次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辭任につき、その補欠として伊藤幸太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

揮発油増徴反対実行委員会に表明されておいた方々が、本日現実の増徴案に対して賛成されておる。こういうことについて、昨日は本委員会に当該田中自派長官、中村法務大臣、神田厚生大臣の三大臣に出席を求めて、その所見を伺いたしたのであります。思いまするに、政治の基礎は政治家の節操の堅持にあると思われるのであります。一切の議案は、国会議員の賛否の表決によって決せられておるのでありますから、この案件に対する議員の態度こそは、まさに国政の基礎になっておるものであります。従つて、議員は議案に対しては賛否の態度は慎重を期すべきであつて、いさゝくも一たび賛成の意思を表明したならば、国会の尊厳と政治家の責任において、みだりにこれを豹変するがごときは断じて許されるところではないのであります。思うに、議員が一つの議案について、一つの機関において反対の意思を表明し、他の機関において賛成の行動をとることが許されるといふは、たゞなるば、国会の運営は取捨しあつたわがらに陥ることは必定であります。かくて国会に対する国民の信頼は根柢からくつがえり、これはそのまゝ国政を紊亂せしめるものであらうことを最もおそれるものであります。さればこそ、国会においては、従来とも議員の言動に対しては特に厳肅なる制肘が加えられておるのであります。これ、これをその前例に徴するならば、昭和二十五年四月四日参議院におきま

しては、この種の事案に対して、該当者小川友三君の除名処分をあえて行なつておられるものであります。ここにガソリン増徴案に對しまして、田中伊三次君、神田博君、中村梅吉君、この三大臣が、この揮発油増徴反対実行委員会という、この関係国民の總連合であります機関に對して、この増徴に反対の意思を明確に文書をもつて誓約しておきながら、本日この増徴案に對して賛成しておるがごときは、これは最もその責任重大なりとして糾弾されなければならない事柄であらうと存するのであります。こういう立場から、昨日その責任を追及し、さらにその弁明を求めたのであります。これは私は私どもを了解せしむるに足るものではなかつたのであります。しかしながら、本日わが委員会が置かれておられます立場は、特にガソリン税の増徴案そのものについてさらに審議を促進せなければならぬ立場にあります。ましては、昨日これら関係諸大臣から述べられたところを速記録についてさらに厳肅に再検討いたしました。私どもといたしましては、いかなる方式をもつてその責任を明らかにし、そうして国会の尊厳を保つか、その方法等についてはさらに検討を必要と考えますので、これらが処置につきましては、後日速記録に基き再検討の上、あらためて当機関にかけてその態度を決定することといたしまして、このこと

を十分申し述べまして、一切を後日に譲ることといたします。

○山本委員長 ただいま春日君の発言の通り、速記録を読みまして、さらに問題を後日に残すことにいたします。

それでは、揮発油増徴法及び地方道路税法の一部を改正する法律案の両法律案を一括議題として質疑を続行いたします。

この際御報告申し上げますが、両法案に對しまして、小山長規君外二十五名提出の修正案がそれぞれ委員長の手元まで提出せられておりますので、これを印刷して皆さんのお手元に配付しておきました。この際提出者より両修正案について趣旨の説明を聴取したいと思ひます。小山長規君。

○小山(長)委員 それでは揮発油増徴法に對する修正案を読み上げます。

揮発油増徴法の一部を次のように修正する。

第九条中「一万五千八百円」を「一万四千八百円」に改める。

附則第九項中「四千八百円」を「三千八百円」に改める。

附則第十項中「四万八千円」を「三万八千円」に、「九万六千円」を「七万六千円」に、「二十八万八千円」を「二十二万八千円」に、「四十八万円」を「三十八万円」に改める。

以上が揮発油増徴法に對する修正案であります。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案に對する修正案を読み上げま

す。

附則第九項中「四千八百円」を「三千八百円」に改める。

附則第十項中「四万八千円」を「三万八千円」に、「九万六千円」を「七万六千円」に、「二十八万八千円」を「二十二万八千円」に、「四十八万円」を「三十八万円」に改める。

以上が揮発油増徴法に對する修正案であります。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案に對する修正案を読み上げま

す。

附則第九項中「四千八百円」を「三千八百円」に改める。

附則第十項中「四万八千円」を「三万八千円」に、「九万六千円」を「七万六千円」に、「二十八万八千円」を「二十二万八千円」に、「四十八万円」を「三十八万円」に改める。

以上が揮発油増徴法に對する修正案であります。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案に對する修正案を読み上げま

す。

附則第九項中「四千八百円」を「三千八百円」に改める。

附則第十項中「四万八千円」を「三万八千円」に、「九万六千円」を「七万六千円」に、「二十八万八千円」を「二十二万八千円」に、「四十八万円」を「三十八万円」に改める。

以上が揮発油増徴法に對する修正案であります。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案に對する修正案を読み上げま

す。

附則第九項中「四千八百円」を「三千八百円」に改める。

附則第十項中「四万八千円」を「三万八千円」に、「九万六千円」を「七万六千円」に、「二十八万八千円」を「二十二万八千円」に、「四十八万円」を「三十八万円」に改める。

以上が揮発油増徴法に對する修正案であります。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案に對する修正案を読み上げま

す。

附則第九項中「四千八百円」を「三千八百円」に改める。

附則第十項中「四万八千円」を「三万八千円」に、「九万六千円」を「七万六千円」に、「二十八万八千円」を「二十二万八千円」に、「四十八万円」を「三十八万円」に改める。

以上が揮発油増徴法に對する修正案であります。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案に對する修正案を読み上げま

す。

附則第九項中「四千八百円」を「三千八百円」に改める。

地方道路税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条の改正規定中「三千七百円」を「三千五百円」に改める。

第七條第二項、第九條、第十條、第十一條第一項、第十二條第四項及び第十三條第一項の改正規定中「百九十五分の三十七」を「百八十三分の三十五」に、「百九十五分の百五十八」を「百八十三分の百四十八」に改める。

附則第五項中「四十八分の十七」を「三十八分の十五」に改める。

附則第六項中「百九十五分の三十七」を「百八十三分の三十五」に、「六十五分の十七」を「五十三分の十五」に、「百九十五分の百五十八」を「百八十三分の百四十八」に、「六十五分の四十八」を「五十三分の三十八」に改める。

この修正案の理由を簡単に申し上げますと、政府原案においては、ガソリン税、地方道路税両方合せまして、一キロリッター当り六千五百円の増徴案になっておたのであります。ところが、与党においてさらに検討を加えましたところ、この六千五百円の内容をなすものを見ますと、課税対象数量が三十二年度中三百六十四万七千キロリッターになっておるのであります。その中からいろいろな控除すべきものを引きまして、課税の総対象となりますのは三百四十一万五千キロリッターになっております。ところでその控除すべき科目をいろいろ調べてみますと、たとえば今まで蔵出しから課税するまでの期間を七十五日と予定しておりましたのを、九十日に延ばそうというの、一つの内容になっております。それからもう一つは、蔵出しから卸の

段階にいきます輸送途中の欠減分をキロリッター当り三・七%と見て課税することになっておたのであります。が、与党においてさらに検討を加えましたところ、七十五日の課税猶予期間を九十日に延ばすことは、この際取りやめたらどうかという意見が出て参りました。また三・七%の欠減分の見方は少し甘過ぎるというので、これを一・五%程度に縮めたらどうか、こういう意見が出まして、そうして検討の結果は、それが適當であらうということになりましたので、この九十日の猶予期間を従来通り七十五日に据え置き、そして三・七%の欠減分量を一・五%に縮めるといふふうに計算いたして参ります。と、ガソリン税、地方道路税の値上げ総合計額は、キロリッター当り五千三百円よろしい、こういう計算になりましたので、ただいまのような修正案を提出いたした次第であります。さらにもう一つこの内容を申し上げますと、政府原案における課税対象であるところの三百六十四万七千キロリッターというものは、この修正案においても動かしておりません。ただ、九十日の猶予期間を七十五日に縮めることによりますところの課税対象の増加は、九万七千キロリッターであります。それから欠減分量を三・七%から一・五%に落すことによるところの欠減分量の増が八万キロリッターでありまして、差し引きは五万五千キロリッターだけを課税対象外にするというところに相なりまして、政府原案において三百四十一万五千キロリッターの課税標準でありましたものを、われわれの案においては三百五十九万二千キロリッターといたしております。こういうふうな考え方のもとにやりました場合に、それではガソリン税と地方道路税とはどのように変化してくるかと思しますと、揮発油税においては、総収入額は五百三億一千八百万円でありまして、政府が最初見ましたよりも七千六百万円の減と相なります。地方道路税においては、総課税額が百十四億四千九百万円と相なりまして、政府原案よりも逆に七千六百万円の増と相なりまして、総合計においては差し引きゼロということに相なるわけでありまして、従つて予算においては一銭一厘の——と言いますと、非常に誤解があるかもしれないが、ほとんど食い違ひないという結果に相なります。こういうことを申し上げたいのであります。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終了しました。

これより両案及び両案に対する修正案を一括議題として質疑を行います。質疑の発言の前に、私からちょっと申し上げたいのですが、先ほど春日一幸君から、大蔵大臣並びに建設大臣の出席要求がございましたので、直ちにその旨の請求に参つたわけです。その結果、今建設大臣は建設委員会に採決のものが一つあるそうで、その採決が済めばすぐ出席することになっております。なお大蔵大臣も、閣僚懇談会が終了次第出席することになっておりますので、従つて今の修正案に対する質疑中には、大臣が出席いたしましたけれども、質疑者をしばらく交代していただいて、大臣に対する質問に直ちに切りかえていただきたい、こういうことをお願いいたしますと存じます。

それでは修正案並びに両案についての質疑を行います。

○有馬(輝)委員 その前にちょっと——ただいま修正案が小山委員より御提案になりましたが、この課税対象をどの程度に見るかという点につきまして、過ぐる合同委員会において通産大臣と運輸大臣との間に意見の食い違ひがあったことは、皆様御承知の通りであります。この点につきましてやはり明らかにしていきたいと思います、審議が進みませんので、この際大蔵大臣、建設大臣とともに運輸大臣をお呼びいただきたい、このことを委員長の方でよろしくお取り計らいをお願いいたします。

○山本委員長 さよう善処いたします。

横山委員。主として修正案及びその精神について小山委員にお伺いをいたしたいと思うわけでございます。

今度のこのガソリン税は世間を非常に震撼させたものではない。特に仁徳以来の減税と呼号される中で、仁徳以来の大増税ともいわれているのでありますから、この最終段階において、与党を代表して御提案をなさつたその氣勢をまずお伺いをしたいのであります。つまり私の言わんとするところは、一、二万数千円というところから、きのうの署名の問題も発生し、それから八千円の声を聞き、六千五百円の声を聞き、また一部に五千五百円の声を聞き、ここに五千三百円の提案となつてきました。そうすると、一体何が適正であるか、何が真実であるかということについて、国民は非常に疑惑の念を強めざるを得ないのであります。今修正を

された二点、つまり欠減率を、三・七%を一・五%にする。それからこの納税の方式を現状通りにとどめて七十五日にする。それはわかりました。しかしなぜそうなるのか、それがなぜ適正であるのかという点については、御説明がないのであります。課税数量にいたしましても、総額の三百六十四万七千キロ、これが今日最も論争の中心になつたのであります。これがなぜ正しいのかという点についての御説明がないのであります。

【委員長退席、平岡委員長代理着席】

今日までこの課税数量につきましても、もうまさに百花繚乱のごとき数字が出ております。運輸大臣は、総数量四百二十一万キロという数字も出した。同じ内閣の閣僚で重大な食い違ひがあるというところは、今日世間のすべての知つてるところであります。従つて、修正案を御提示になるその立場というものは、これがもう絶対であるかないかという確信というものが、この審議を通じて国民の中になまなまと出て、納得、説得力を持たなければならぬと思つたのであります。その点について提案者の御所見を承りたいと思つたのであります。

○小山(長)委員 お答えいたします。

課税対象の総数量が三百六十四万七千キロリットルである。この数字につきましては、過日の合同委員会においていろいろ議論があつたことは承知いたしておりますが、この数字は、政府の今度の予算を出しますについてのすべての経済計画の資料というものを基礎にして出ているのであります。それから、またわれわれ自民党といたしまし

ては、党議としてこれを承認しておることであり、この数字は動かさないという前提でこの修正案にかかったわけでございます。同時にまた猶予日数を七十五日で適当であろうという事は、最近の経済の状況に見ますと、相当手形が延びてきておるといふ事実もあり、同時にまた手形の期日が短縮されておる面もあり、この七十五日を従来やっていたのと比べて、別にこの際取り立ててさらに十五日して延ばさなくともよいのではないかという結論に達したということであり、

〔平岡委員長代理退席、委員長着席〕

それからもう一つの欠減分は三・七と、いろいろ調べてみますと、いわば慣習法的に三・七というものが従来認められておったようであり、輸送の状況の改良その他を考へますと、これまた三・七でなくともいいんじゃないか、一・五%まで切り下げてみても、別に欠減がそれほど違つた数字には出てこないんじゃないかという結論に達したので、さういふにいたしましたわけであり

○横山委員 審議の最終段階でありますから、私はあげ足とりをやると思ひません。ただ私が非常に心配をいたしますのは、納税者が、この三段階四段階にまで分つて参りました数字、さうして与党を代表して御提案されるこの数字というものは動かしがたいのであるかどうかという懸念を、科学的に払拭しなければならぬ。さうしなければ、納税者としては納得をしないであらう、ここまで下つてきたものがない

ぜもう下らないのか、まだ下るかもしれないというふうな、この数字というのに対して疑惑の念を持つておるのでありますから、これは、この御提案をされる数字というものがもうこれ以上は動かないものである、これで納税者が納得をしてもらわなければならぬのであるという確信と自信を科学的に裏づけをしていただかないといけません。心配をするからであります。その意味において、しからば逆に政府側にお尋ねをいたします。今回七十五日の期限を政府提案をもつて九十日にしようとなされた趣旨は、一体那邊にあつたものであるか、またその九十日をもう一ぺん現状通りにするという与党の提案に対して、それは納得できる問題であるかどうか、この二点を政府側にお伺いをいたしたいと思ふのであります。

○原政府委員 私がお案において徴収猶予の期間七十五日を九十日にいたして計算いたしましたのは、実際の揮発油の決済の状況を調べてみまして、それによつて判断いたしましたこと、それからもう一つは、相当なる増徴であるから、決済の条件が現状よりもさらに延びるであらうということ、これは業界からも非常に強く、この審議の過程におきまして要望されたこととあります。その二点からさういふ結論を出したわけであり、最近における各社の決済期間の平均を私も調べてみましたところでは、九十五日になっております。昨年初めに調べたときには九十七日であり、ごくわずかにばかり短縮されておる程度でございます。そこで全体が九十日程度であるということ、それに今回は、さらに原

案によりますれば五割の増徴になるということから、かつ非常に強い要望もあり、もつともなことを思つて、私もは原案の基礎をさういふふうな計算をいたしたわけであり、そこで、今回たまたまの修正案が提出されておるわけであり、その基礎に、九十日は現状の通り七十五日としようということでございます。これは私どもの考えとは違つてございまして、その点私どもとしては、やはり彼此勘案して、原案にする理由が相当あるのではないかと思ひますが、これは、増徴の問題とからめて税率の重きをとり、あるいは徴収関係で若干期間が苦しくても現状通りやるかという判断の問題でございますから、しつて反対と言ひ切るまでの問題ではないと思ひますが、原案の趣旨とは若干離れて参るということであらうと思ひ

○横山委員 さういたしますと、政府側としては、七十五日は、九十日が現在の徴収状況、納入状況からいって適当であると思ふが、この判断が、まあ言われてみれば、さういふ現状でいいという節もないではないから、それではして反対はしない、さういふこととあります。さうすると、九十日にしたこと自体にも実は万全の理由があつたわけではない、同時に現状通りにしてもいいというならば、現状はさらに減つてもいいのではないかと論議も生まれてくると思ふのであります。私が重ねて申し上げますのは、今この最終の段階において、最終的に与党及び政府が出そうとして、納得をしようとしておる数字は、国民全体が科学的に納得を得るものであるかどうかと

いう科学的な論議というものを示し願ひなければ、今提案者の御説明によりますと、この七十五日に、現状の通りにするにしても、一・五%にするにしても、この納得すべき理由が私には御説明がなかつたと見るよりはかはない。三・七%の欠減率を一・五%にするというならば、では一%はどうだろうか、〇・五%はどうだろうか、さういふ疑念が生まれて参る。現に自民党政務調査会の交通部会でおやりになつた資料を拝見をいたしますと、これは精製業保護のための見積りで、ゼロでもよいがと書いてある、それから三十二年度の揮発油需要見込み量は、四百二十一万キロリットルが妥当と考えられると書いてある。党内において、しかも交通の専門部門においてさういふ四百二十一万キロリットルという数字を使ひ、閣内においては、運輸大臣また四百二十一万キロリットルという数字を使い、欠減率またゼロでもよいがという数字が出ておるのであります。さういふ数字の中で、最終的にさうならざるを得なかつた科学的論議はあるのか、それとも諸般の状況でまあさういふことだといふことになつたものか、率直なところを一つお聞かせを願ひたいと思ひます。

○小山(長)委員 党内において、政府提案以後においてもいろいろ議論があられましたことは、横山君御指摘の通りであります。私も、さういふいろいろな議論を総合しまして、この結論に達したのであります。○横山委員 わかりました。諸般の状況を総合してさうなつたのだ、従つて、数字それ自身が科学的にこれが絶対のものであるということではなくして、

政治的にまあさう判断をする、さういふふうな御趣旨と理解をいたします。その次に伺ひたいのは、さういふ一つの根本的な問題であります。これは、重ねて与党内の御決定を引用いたしますのは、野党としてもいいかかとは思ひますけれども、しかしこれが今日の国民の、また関連する納税者の原則的な問題でもありますが、あえて引用させてもらひますが、自民党では三回にわたつてさういふ決定をなさつてあります。一つは、九月九日に、揮発油税は半額程度引き上げるが、これと同程度を別途一般財源より支出すると決定なさつたこととあります。同じく十一日に、揮発油税に対する課税は若干引き上げるが、別途これと同程度以上を一般財源より支出するものとすると御決定をされました。同じく一月十二日に、軽油引取税については、揮発油税引上率相当程度引き上げる

とあります。さういふ決定を、含みとして、一般財源についての議論をされておるわけであり、私は、この自民党内における御決定は、さういふものであります。これは、今日までガソリン税というものが目的税として設定されて以来、あらゆる関係者の中から議論をされてきたこととあります。建設大臣もまた道路の改修については、ガソリン税と一般財源と建設公債と、この三本立てが正しいといふ持論を重ねて参りました。運輸大臣は中ずらばとさういふところであり、かつて道路整備五カ年計画が閣議で決定されたときにも、やはり一般財源とガソリン税との比率は五四%対四六%、少くとも五、五の大体の決定であります。日を経るに従つて、年

を繰るに従つて、一般財源の投入は減少の一途をたどり、今やガソリン税のみをもつて道路の改修をしておるといふも過言ではありません。今年度五百三億のガソリン税に対して、わずかに四十四億の一般財源であります。こういう状況でありますから、与党内においても、野党においても、納税者側においても、学識経験者の中においても、一般財源の増強をなすべし、少くとも同額以上のものをなすべしという議論の台頭してくることはけだし当然であります。ここに与党が最終案を御決定なさつて御提案をせられるに當つて、今日まで果敢にわたつて御決定をされた、別途一般財源よりの支出はいかが相なつたか、これをお伺いいたします。

○小山(長)委員 自由民主党の中に、税制調査特別委員会というのが政務調査会の中に設けられまして、私もその一員であつたのでありますが、その税制調査特別委員会においては、たゞいま横山委員御指摘の通り、半額、ガソリン税増徴額と同程度は一般財源から支出するのが妥当であるという答申をいたしたのであります。ところが党及び政府との間におきまして、三十二年予算を編成するに當つていろいろ協議の結果は、たゞいま予算案に計上された通りの結果になつたのでありまして、党といたしましては、従つて政府原案を承認いたしておるわけでありませう。

○横山委員 保守、革新の二大政党が対立をし、そして自由民主党はここに与党として重大なる責任を政府及び国会に持つておられるのであります。この自由民主党が政務調査会において

内定をし、さらに翌日同委員会においてこれを修正して、揮発油税に対する課税は若干引き上げるが、別途これと同額程度以上を一般財源より支出するとの御決定をされたことは、やにわにされたものではなくて、ガソリン税に關するほうはいたる世論、納税者の声を十分に参酌して御決定をなさつたものであらうと思つております。今ここに五千三百円という数字が出るに當つて、おそらく私は善意をもつて考察をいたしますのに、与党としても、さきに決定をされた問題についてさらに最終的な御検討をなさつたのではなからうかと私は推察するのであります。予算案は、ここ数日のうちに参議院を通過して成立をします。成立をしますけれども、この問題を將來どういうふうにかへるべきかという問題が残されておるのであります。私があなたに質問をいたしますのは、与党を代表して御提案をなさるあなたに御質問いたしたいことは、今の問題では、私は事はおそいと思ひますが、少くとも將來に於いて、与党としてこの責任をどういうふうにおとりになるつもりであらうか、こういう立場についてお伺いをいたしておるのでありますから、その辺を含んで御答弁を願ひたい。

○小山(長)委員 今度のガソリン税が最終的に決定されますまでにつきまして、自由民主党の中のそれぞれの機関において、それぞれの意見があつたことは御推察の通りであります。しかしながら、自由民主党の党議というものは、総務会の議を経て、議員総会の議を経て決定されますその過程におきまして、最終的に決定をされたものが政府原案となつて出てきたわけでありまして、党内におけるいろいろの議論の

て、党内におけるいろいろの議論の総結論は、予算案として出ておるわけでありませう。従つてこの点は御了承をお願いいたします。また將來につきましては、党内においてもあるいはそれぞれの機関においても、それぞれの議員においてもいろいろの意見がございませう。しかしそれがどのようにそれでは最終決定となるかというところは、われわれの機関が最終的に決定することでありませう。総務会あるいは議員総会が最終的に決定いたしますので、今から予測するわけには参りませんが、横山君が御指摘のように、一般財源からもうと繰り入れて、道路行政の予算をふやしたらどうかという意見は、強いことだけは申し上げておきます。

○横山委員 あまり深くあなたにお伺いするものもいかに存じます。存じますが、あえて私がお尋ねせざるを得ないのは、ガソリン税というものが数カ月間にわたつて議論をされ、今与党を代表して五千三百円という数字を御決定になる上からは、これに關連する問題が与党内においていろいろ議論をされて、しぼられて、こういうことに將來から、これで納得をしようという御決定がなされるのが当然ではないかと思ふからであります。金額が、六千五百円が五千三百円になるということは、上よりはいかに違ひありません。しかしながら納税者側の方は、ゼロから五千三百円を出さなければならぬ立場であることをお忘れなさつてはいかぬのであります。ゼロから五千三百円を出す立場に立つてみれば、どうしてもこれを出さぬならぬとしたならば、しからばいかなる保証をしてくれるかということが一番

聞きたいところでございませう。これによつて道路はどうなるのか、これによつて將來のガソリン税は上るか、さらに上る可能性があるのか、それとも下るか、また今言いました一般財源からの投入はなされるのか、これに出で参りました数字の科学的な論拠というものがあつて、納得するに足るものであるか、納得せざるを得ないのであるか、そういう諸点が、与党としては國民の前に明らかになさるべき責任が私にはあると思ふのであります。そういう点からありますから、私は、今あなたの御答弁にきかめて不満ではございませうが、形を変えて、今度は政府側にお伺いをいたします。政府は、一万数千円という数字は、今にして考えるならば、どうもこれはアドバルーンであつて、納税者の足もとを見、あるいは上げた旗の高さを見て、そして世論の動向を見て適当なところで決定しようということ、最終的に六千五百円になつたと思はれる節がございませう。今ここで与党の修正をもつて五千三百円という数字が出ましたが、一体將來大蔵省としてはどういうふうにお考えになるのでありませうか。一つは、今与党側にお尋ねをした一般財源からの投入の問題であります。一つはガソリン税そのものの問題であります。ここ数年、毎年々々本委員会は油の議論ばかりいたして参りました。一昨年のガソリン税、去年の六千円の軽油引取税、ことしのガソリン税、来年は起らないという保証をいただけるのでございませうか。またこれだけ高いのでありますから、將來も財源のゆとりが許せば、これを下げるといふ気持があるのでございませうか。このままほうっておけば

聞きたいところでございませう。これによつて道路はどうなるのか、これによつて將來のガソリン税は上るか、さらに上る可能性があるのか、それとも下るか、また今言いました一般財源からの投入はなされるのか、これに出で参りました数字の科学的な論拠というものがあつて、納得するに足るものであるか、納得せざるを得ないのであるか、そういう諸点が、与党としては國民の前に明らかになさるべき責任が私にはあると思ふのであります。そういう点からありますから、私は、今あなたの御答弁にきかめて不満ではございませうが、形を変えて、今度は政府側にお伺いをいたします。政府は、一万数千円という数字は、今にして考えるならば、どうもこれはアドバルーンであつて、納税者の足もとを見、あるいは上げた旗の高さを見て、そして世論の動向を見て適当なところで決定しようということ、最終的に六千五百円になつたと思はれる節がございませう。今ここで与党の修正をもつて五千三百円という数字が出ましたが、一体將來大蔵省としてはどういうふうにお考えになるのでありませうか。一つは、今与党側にお尋ねをした一般財源からの投入の問題であります。一つはガソリン税そのものの問題であります。ここ数年、毎年々々本委員会は油の議論ばかりいたして参りました。一昨年のガソリン税、去年の六千円の軽油引取税、ことしのガソリン税、来年は起らないという保証をいただけるのでございませうか。またこれだけ高いのでありますから、將來も財源のゆとりが許せば、これを下げるといふ気持があるのでございませうか。このままほうっておけば

た来年上るかもしないという懸念とあります。このガソリン税は一体將來どうなるのか、一般財源から投入がされるのか等について、政府の確たる御見解を一つ承わりたいと思ふのであります。

○原政府委員 まず一般財源から出します点について、私どももぜひできるだけのことをいたしたいというつもりで、今般も前年度の四億円に對して四十四億円を計上するということになつたわけがございませう。もちろん今だんだんお話しの御趣旨から言つて、不十分だといふおとがめがあるかもしれませんが。他の財政需要、それから財政全般のワケというふうなことから、本年はこの程度にとどまらざるを得なかつたわけでありませう。今後この面で大蔵省といたしましてでもできるだけ努力するということは、みんなできそう思つておる次第でございませうので、御了承いただきたいと思います。

次に、ガソリン税の税率がたびたび増徴の問題が起り、今回こういう大幅な増徴をお願いいたしておるのは將來どうかという問題につきましては、やはりこれは道路の整備の状況がどう進むか、また今後その必要がどんなふうに分の問題でありますので、それらの状況とにらみ合せ、かつ一般財源からの投入額というふうなものともにらみ合せ、そのときそのとき妥當に考えて参るよりいたし方ないんではないか。率直に個人的な感じを申し上げますれば、やはりとにかく道路の整備の必要というものは非常に大きいように思ひ

ます。そういうような意味から、当分一般財源をなお努力して捻出する、財政に非常なゆとりができてくれば別でございませうけれども、やはりこの程度の税率は当分いたし方ないんではないかという感じがいたしますが、すべてこれからの全体の財政の財源及び財政需要の推移、道路整備の必要性、ガソリン税の収入、消費の状況というふうなものを総合勘案して、妥当な結論をそのときそのとき出して参るということではなからうかというふうに思います。

○横山委員 先般、建設大臣の道路に對する所見を伺いました。それによりますと、今十一年計画を策定中であるが、まだこれは固まっていらない。このガソリン税は、さしあたり従来からの五十年計画の實行に充てられるというふうな御趣旨であります。けれども、世間に一般に与えている印象は、政府が十一年計画をやるんだから、このガソリン税をこれだけ増税するんだというので、絵にかいたぼたもちといひますけれども、まだ絵にもかいてないぼたもちを食わせるから税金を出してくれ、というのにひといと思ふのであります。絵にかいてないけれども、それを将来やるといふましたならば、ガソリン税はさらに増徴するという懸念が生まれてくるわけでありませう。私が今までのところいろいろな角度から御質問をいたしました点については、政府側並びに与党側から確たる御答弁がないのを、きわめて私は遺憾と存じます。これをもつてしては、国民は、最終に与党から提案なさった五千三百円といふことも、さらにまだ検討すれば下るかもしれぬ、社会党の主張

するように、道路を直すために、一般財源からいろいろな方向に回っている不要不急のものをこへ集めれば、道路はできるという確信を私はますます強くするものであります。しかし、今の時間のありまじきに失礼なことをして申しては何でありますか、主管大臣が御所々とお見えになっておりませうし、これ以上私の質問を続けると、十分なる御答弁がないようでございますから、私は質問を一応打ち切つて同僚議員にかかわることいたしますが、どうか一つ政府並びに与党に、この法案のみならず、すべての法案についてお願いをいたしておきたいことは、ことにこのような重要な法案を最終的に御訂正をなさつて、そうして提案をされるに當つては、政府も与党も、そのよつて立つ科学的な論拠というものを十分納税者及び国民に納得させられるようなものを出して、これ以上はもうできないのだというふうなことは与えなければ、今日までの経緯からいって、このガソリン税に對する不信の念は絶対に消え去るものではないと私は思ふのであります。従つて、税の根本的な原則の一つに数えられる税法そのものに對する信頼感というものが、今回の問題を契機として、ますます国民に、いかにげんなりすることであるという印象を与えることを、野党として私も心からおそれます。この問題について、私の質問を以上で打ち切つて同僚議員と交代いたしますことにいたします。

○山本委員長 有馬輝武君。
○有馬輝武委員 建設大臣、運輸大臣がお見えになっておりませうので、その関係の分については省きまして、さ

らに最終段階でありますので、今まで論議されたことを蒸し返すことは避けさせていただきます。要点だけ一、二お伺いしたいと存じます。

最初に小山委員にお伺いしたいことは、先ほど横山委員からも御質問がございましたが、三十二年の需給見込みにつきまして、先ほど私申し上げましたように、過ぐる合同審査の際に、通産大臣は三百九十万キロリットルをあくまで堅持するという御発言でありました。これに對して運輸大臣は、閣議の決定は尊重するけれども、自分としては、四百二十万キロリットルを重要な参考資料として、その後の推移を考えて出しておるといふ言明があつたわけでありませう。問題は、この大きな食い違いの上に立つて今度の揮発油税の増徴が出されておるのでございませうけれども、このたび修正案を出されるに際して、どのような根拠に立つてこの需給見込みを立てられたか。いずれの省の数字を基礎として出されたか、この点をお伺いしたいと存じます。

○小山(長)委員 積算の基準は、政府が最初とりました三百九十万キロリットル、これによつたのであります。
○有馬(輝)委員 その点について、運輸大臣の重要な参考資料とし、自信を持って出しておられるところの四百二十万キロリットルについては考慮されなかつたのかどうか、この点を再度お伺いしたいと存じます。
○小山(長)委員 党内においても、運輸大臣の申された四百二十万キロリットルという数字並びに運輸部会の意見をいろいろ徴したのであります。が、結局三百九十万と見ることが妥当

である、こういう自由民主党としての結論になつたわけでありませう。

○有馬(輝)委員 次に伺いたいことは、この道路整備の財源に関する問題であります。昨年の十二月の五日、建設委員会におきまして、当時の馬場建設大臣は、この財源として、ガソリン税の増徴とともに一般財源の投入と公債の発行、これを三本の柱として考へていきたいという答弁をいたされております。これは、もとより自由民主党の考へ方、政府の考へ方の上に立つての発言であつたと存じますが、これらの諸点については、党は現在どのような考へ方に立つておられ、そうして今回の増徴案、また修正案を用意されたときに、これらの諸点については考慮されなかつたのかどうか、この点についてお伺いしたいと存じます。

○小山(長)委員 道路公債の發行については、その後党として新しい検討を加へませんでした。また今後の一般財源をどの割合で投入すべきかといううな問題についても、現在の修正案を提出する過程においては討論をいたしておりません。

○有馬(輝)委員 各委員会におけるこの政府を代表する大臣の発言というものは重要であります。今、小山委員から率直な御回答があつたわけでありませうけれども、やはり委員会において発言されたこと等については、それを実現できるか否かは別として、政府を代表して大臣が発言いたしておるのでありますから、当然それらの諸点についても御検討をいたしたい。実は検討を続けたけれども、こういった事情でこれはできなかったのだというふうな、やはりまじめな真摯な態度が望ましいのではないかと思ふのであります。ただ通り一べんで発言して、その場その場を糊塗していくということでは、今度のよう大幅な増徴案を出されるときに、国民はそれを納得しないであらう、これは当然の事柄であります。いやがらせを言つておるのではなくて、やはりそういう慎重な態度というものが望まれますので、この点とはよく関係関係にもお話ししたいとおきたいと思ひます。なお道路整備十一年計画についてお伺いしたいのでありますが、これらの諸点については、関係閣僚がお見えになつてからお伺いしたいと存じます。

○小山(長)委員 ただいま御指摘のありました公債の問題、それから一般財源から投入の問題、これは先ほど横山委員にもお答え申しましたように、党内においてはむしろいろいろ意見があるわけでありまして、われわれも将来においてこの問題は当然検討し、また実現をしたいと思いますのであります。ただ今回の修正に當つては、過去において何カ月にもわたつて討論した結論であるから、そこできつたことであるので、この点は御了承願ひいたします。

○有馬(輝)委員 次に、これは建設大臣にお伺いした方がよろしいかと思ひますが、本年の道路関係事業予算は五百九十一億六千万円、そのうち揮発油税関係で五百三十三億九千四百万円が考へられております。この点についてであります。当初の揮発油税の問題が論議されるときには、一般財源五〇

%、揮発油税から五〇%と、この繰をこしてはならないというような慎重な御論議があつたことは御承知の通りであります。にもかかわらず、今申し上げましたような比率になつてきておりますが、この点については、どのような考え方での当初の決議を無視して、このような大幅な揮発油税に対する負担をかけておられるのか、この点についてお伺いしたいと存じます。

○原政府委員 二十八年に揮発油税が實際上道路のための目的税のようになりまして、お話しのような御決議があつたということは私も承知いたしておりますが、当時から、ただいまお話しのように、五、五の割合で一般財源を出すということが非常に困難であつたのが実情であつたようでありまして、それで五カ年計画の最初であります昭和二十九年予算、この際におきましては、御案内だと思ひますが、日本の経済が非常にインフレ的なことになつて、一兆予算といふことで、いわば経済の健全化をはからなければならぬというふうな事になつたわけでありまして、もともと五、五ということとは非常に困難があつたといふことと、一兆予算で財政は緊縮しながら、その中で国民経済を健全化していくといふことは、外国との競争力をつけていくといふことであります。その面に強い態度をとらねばならぬといふことから、二十九年年度においてはガソリン税をやつて、一般財源から出ないというふうなことに相なり、その後において、他の財政需要がいろいろ多い、財源としてもなかなか余裕がないといふようなことから参つておられるのですが、今般久しぶりで、若干の一般

財源を見たという状況になつてゐるの、その間の経緯であります。今後の点については、先ほども申し上げました通りの気持ちで参りたいと思つております。

○山本委員長 有馬君にお願いしますが、建設大臣が出席をいたしました。先ほど建設大臣から委員長への中し入れは、あまり時間がない様子ですから、なるべく建設大臣中心に質疑を願ひたいと思ひます。

○有馬(輝)委員 原さんの御説明がありまして、納得いきません。これは議論の分れるところでありまして、建設大臣に参りておきまして、建設大臣にお尋ねをいたしたいと存じます。

先ほど米の揮発油税の問題をめぐりまして、道路整備五カ年計画並びに今回政府が考えられておられるという十カ年計画についてお伺いをいたして参りました。道路局長からもお伺いをいたしたのであります。現在までの進捗状況について、政府の方では安易な数字を出しておられるようであります。この際建設大臣からはつきりと、現在までの程度が進捗したか、この点をお伺いいたしておきたいと存じます。

○南條國務大臣 道路の進捗につきましまして、二十九年年度に五カ年計画を始めまして、三十一年年度で三年でございまして、三十二年年度で大体七二%が完成することになっておりまして、三十三年年度には完成できるという計画でございます。しかしながら、これでは今日の輸送の増強等にかんがみまして、十分輸送の隘路を開するのには不十分でありますので、国民経済並び

に産業の開発のために十カ年計画を立てまして、そうしてできるだけ早く日本の国道の完全舗装化に向つて進みたい、こういうふうな考えです。

○有馬(輝)委員 今私の質問に對して、関連してお答えがあつたわけでございますが、五カ年計画を十カ年計画に変更された理由について、いまだ具体的に話をいたしたいと存じます。大きな予算を投入してやっておりますが、五カ年でもまだ足りないうちに變更をせざるを得なくなつた理由、前の計画については、まあワトキンス調査団の報告に基いて、少くとも慎重に準備された五カ年計画であつたと思つたのであります。それをまた三年たつたに變更せざるを得なかつた理由、この点についてお伺いをいたしたいと存じます。

○南條國務大臣 當時は一応五カ年計画で日本の輸送力を確保したいといふつもりでございしましたが、その後日本の交通事情と申します、自動車の急激な増加によりまして、また一面最近におきます日本の産業経済の飛躍的な好調によりまして、どうしても産業開発の隘路打開は輸送交通機関の整備にあるといふことに、世論もそうなり、また経済企画庁におきましても、将来の十カ年計画等の日本の産業と交通量のいろいろな計数の上から言ひまして、今の五カ年計画ができただけではとうてい不十分であるといふこと、から、できるだけ早く日本の道路整備をしなければならぬという要請に基きまして、三十二年度から十カ年計画を立てるといふことになつたのであります。

○有馬(輝)委員 どうもはつきりした形で、納得できるような御答弁とも思へませんが、これも最終の段階に来ておりますから、またいづれかの機会を見ていろいろお伺いをしたいと存じます。ただここで希望しておきますことは、今も申しますように、膨大な国費を投入するものでありますから、今度立てられるところの十カ年計画というものについては、やはり慎重に、そうして将来の展望の上に立つて、十分な準備の下に検討を續けていただきたいと存じます。

この十カ年計画について、関連してお伺いいたすのであります。今度の予算要求は、建設省で九百六十億、約一千億近くを要求されたのに対して、そのわずかな半分しか認められていない。この点については、もちろん国家財政の一般的な状況から見てもやむを得なかつたのだといへばそれまでのことでありまして、十カ年計画を立てられ、そしてそれによつて資料によりまして、約二万八千二百四十六キロの道路を整備するといふことになつておりますが、その予算を削減された結果、昭和三十三年度におきましては、半分以上の九百キロくらいしか整備されないうであります。この点について、初年度からこういふような十カ年計画がくずれ去つておる状況についてどうお考えになつておるか、この点をお伺いいたしたいと存じます。

○南條國務大臣 ただいまのお答えは、なるほど当初建設省といたしましては、道路整備十カ年計画を立てまして、初年度に九百数十億の予算要求をしたのであります。しかるところいろいろ

いふ予算の規模、一般財源の制約もありまして、五百四十八億になつたのであります。これは、まことにその十カ年計画の初年度といたしまして、計画のそこは遺憾な点でございしますが、最初道路財源としていろいろ建設省としては考へておつた、一面においてはガソリン税の引き上げの問題、あるいは一面においては一般会計からの導入、また一面においては道路公債等のようなことも考へられて、できるならば三本建のような方法によつて財源を確保して、この九百数十億の予算をまかないたい、こう思つて要求したのであります。しかるに昨年末で、石橋内閣組閣早々のときでありましたので、なかなかこういうような根本問題を十分検討するひまがなかつたうちに予算編成期に入りまして、やむを得ずこのガソリン税の引き上げにつきましても、いろいろ御議論があるように、私もでは、一般財源からも相当入れてほしいといふことも要求いたしました。が、先ほど大蔵当局の説明のように、よく四十四億ばかりをこしもらうことになりましたために、いろいろな制約を受けたために、五百四十八億ということになりました。決してこれは満足とは思ひませんけれども、三十二年の予算編成においては一応やむを得ないといふことで、この範囲内で初年度をスタートするのであります。今後はこれに對して相当別な方途で財源を確保してもらつて、そうしてこの建設省の計画を進めていきたいという熱意を持つておる次第であります。

○有馬(輝)委員 今建設大臣から熱意のある御答弁をいただいたのであります。が、あげ足をとるようであります。け

れども、少くとも一般財源の投入にいたしても、公債の発行にいたしても、おっしゃる様に基本的な問題であります。と同時に、揮発油税の率をどの程度にするかということも、これまた基本的な問題であります。それを一般財源の投入なり公債の発行なりについては安易に見過して、ただガソリン税の増徴だけにたよろうとしたその態度というものは、私は予算編成が倉皇の間になされたからどうこうといつて、言いわけになるとは存じません。少くとも一般財源から投入する、公債の発行を考慮する、このような熱意がなくして、しかも一般国民全体が受益者になるこの道路の整備について、揮発油税だけ、つまり一部の運輸業者だけに負担をかけるような行き方の今の御答弁で、果して国民の納得を得るかどうか、これは非常に問題であります。

これは議論になりますのでこれ以上申し上げませんけれども、このような政府の態度というものは、一日も早く払拭していただかなければならない。その責任は、建設大臣としても非常に大きいと存じますので、今の最後の御答弁を實際に数字の上で現わしていただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終ります。

○山本委員長 春日一幸君。
○春日委員 私は建設大臣に対しまして、臨時措置法と揮発油税との関係について伺いをいたします。

まずこの法案が成立をいたしました昭和二十八年七月十三日、参議院におきます建設委員長の本会議報告を読みますと、こういうことが書いてあります。

「五、道路整備五カ年計画案において揮発油税収入の増額を見込んでおるのは税率の引上げを含んでおらぬか。」という委員の質問に対して、政府側の答弁は、「五カ年計画案には揮発油税の引上げを見込んでおらぬ。現行税率は全体的に重いので各税間の均衡を見て今後軽減を図りたい等でありました。こういう工合に国会側と政府側との質疑応答の経過を報告いたしておるのであります。」

私どもは、もとよりその結果は尊重しなければなりません。同時にまたそのような結果に到達したところの経過というものは、大いに重視しなければなりません。明らかに、委員会の質疑応答を通じて、こういうような目的税的なものを創設することが、後日その財源がほとんど必要度を高めてくるのに比例して、やはりその財源としてこの揮発油税増徴の結果になりはしないか、こういう問題を最も心配いたしました国会が、そういう質問をいたすことは当然であります。それに対して政府は、明確にそういうものを見込んでおらない、少くともすでに現行税率そのものが高いので、これは今後軽減の方向へ持っていく、こういう答弁を明確にいたしておるのであります。しかるところ、今回この臨時措置法に規定されております計画年度、本年は昭和三十三年度でありますから第四年度であります。その計画年度内において、こういう政府の公約に相反する増徴額が出されて参つておるのであります。このいきさつを大臣は一体何と考えられますか、御答弁願います。

○南條國務大臣 当時の臨時措置法によりまして、一応揮発油税が目的税のような形に相なったのであります。建設省としては、この道路整備の予算は、全部揮発油税のみによつてしなければならぬのではない、一般財源からも幾らか入れてもらえらうというふうな深い考えでおつたのであります。これは大蔵省とも相当考えが違つたのであります。私が建設大臣になりました、昨年度の編成に当りましては、さような考えで、一部受益者であります自動車業者だけに負担させての道路の整備ということとは、あまり公平でないと考えましたから、一般財源からの導入も相当要求いたしました。なわけでございますが、先ほど申し上げました通り、年末倉皇の組閣でありまして、いろいろな予算編成の立場において、根本的な問題を解決するひまがなかったというところもございまして、ともかくも一般財源の制約を受けまして、一般財源からこの道路整備費に導入する金額はわずか四十四億にとどまったのであります。一応私どもの淡い考えであつたけれども、一般財源からも一部入れてもらつたというだけの基本方針と申しますか、そういう方向だけはしてもらつたのであります。しかしながら先ほど御質問のように、当時二十八年度の臨時措置法によりまして、将来は全然揮発油税の値上げをしないのだという応答があつたから、今から上げるということとは都合ではなからかという御質問に対しては、多少これは社会情勢の変化もありまして、また道路整備の国民世論の要望というものは、五カ年計画では足りないのだ、十カ年計画にしても早くしなければならぬというふうな大きな要望もありました。

た。情勢の変化もありますので、かような場合においては、多少揮発油税の値上げも、その率はいろいろ議論はございしますが、当時の議論をそのまま、今日これを絶対してはいかぬというところといひがかりを思ひますので、これを勘案して、今度の揮発油税の値上げ並びに一般会計からの導入等も加えまして、今度の十カ年計画を立てることに相なつたような次第であります。

○春日委員 そういふような御答弁では、国民の何人も納得するものではありません。これは、明らかに道路整備の財源等に関する臨時措置法というものは、これは……（発言する者あり）大臣、何を言ふておるのだ、もつとまじめにやつてもらわなければだめじゃないか。（発言する者あり）これは時限立法になつておりました。道路整備五カ年計画はこの第二条の中に、建設大臣は、昭和二十九年以降五カ年間に於ける一級国道、二級国道並びに政令で定める都道府県道、こういうものについては、道路整備五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない、この閣議決定に変更のある場合は、それぞれまたこれに準じて手続を行わなければならない。言うならば、一つの時限立法的なことになつておるわけですね。そういうわけでありまして、この五カ年間は、政府が、そのときの質疑応答を通じて、増徴しないということをはつきり言つておるのです。これは参議院の委員長報告がありまして、私は参議院の委員長報告がた。そういたしますと、当時の渡辺主税局長が、ガソリン税の税率を上げるということとはわれわれ考えておりませ

ん。かくのごとく明確に答弁をいたしまして、さらに将来の問題について述べております。「ガソリン税につきましても、他の税と勘案しまして、できればこれを軽減して行く方向に持つて行きたい。」これは昭和二十八年七月二日参議院の建設大蔵連合委員会の速記録であります。政府の責任者が、上げざるのみならず、将来下げるということをも明確に答弁しておる。従いまして、これは基本法であります臨時措置法が、明らかに五カ年間の閣議決定に基づくところの整備計画に基いての、またその裏づけとなるガソリン税であります。そのガソリン税自体に対しては、五カ年間絶対に上げない、しかのういうことを言つておるのだから、まあ当面そういうことであるならばこれを承認しようということで、国会はこれを通過せしめておるのであります。私は、案議の経過というものは尊重されなければならぬと思う。少くとも政府の責任者が、政府委員が、もう絶対に上げません、こういうことを言つておるのに、今回上げるということとは間違つておるじゃありませんか。所管大臣、大蔵大臣の御答弁はいかがでありますか。

○池田國務大臣 二十八年度の参議院の委員会で、主税局長が希望的観測を申したかも知れませんが、先ほど建設大臣のお話のごとく、いろいろな事情の変化もございまして、今回はやむを得ずガソリン税の増税を計画した次第でございます。

○春日委員 そういたしますと、政府委員が国会において答弁されること

は、全部希望の観測なですか。あらためて御答弁願います。

○池田国務大臣 今お説になりましたのには、下げたいというお答えのようには私聞いたのでございます。それは、税金というものは下ることを念願するのが根本でございます。しかし、必ずしも事情の変化によって下げるばかりにもいかない、上げなければならぬような状態になることもございます。今日のそれは上げなければならぬ状態だと考えておるのであります。

○春日委員 それは、あまりにも無責任きわまる通辭と申さなければなりません。これは、一般税の問題として総合的に勘案するとか何とかいうような答弁ならば、あるいはそういうような釈明があつても許されるかも知れませんが、これは江田三郎君の質問に答えて、明確に、ガソリン税の税率を上げるといふことは考えておらぬ、それから、これは高過ぎるから将来軽減していく方向へ持っていくたい——これは明らかに責任ある答弁ではありませんか。しかも、その基本法であります道路整備費の財源等に関する臨時措置法というものは、その計画に基づいて閣議決定を求めなければならぬ、求めたところは、地方に対してもこれを通知しなければならぬ、そうしてこれを変更するときは、同じような手続を経なければならぬと、こういう工合に明確にその基準をここに定めておるのであります。従いまして、この四カ年間については、やはりその計画に基づいて、その道路整備費の財源はどうするかと、そういうような事柄も全部これを法律によって、条文の中に制限列挙しておる。こういう明確な事柄で、

これを審議するに當つて、この法律の裏づけとなるところのガソリン税は上げないと、政府の責任者が明確に答弁しておいて、この計画年度内において、本日ここに膨大な値上げをするといふことでは、国会の院議無視といふか、これは私はもう明らかに法律に違反する行為だと思ふ。そうであるとするならば、この基本法を並行的に改正するか何かしてこのガソリン税の問題を取り扱わなければ、これは私は論理が立たないと思ふ。いかがでありますか。

○池田国務大臣 五カ年計画によりまして、昭和二十九年に一万三千円といふのでございまして、先ほど来申し上げるがごとく、経済事情その他の変化がございまして、あらためて皆様方に御審議をお願いしたいというのが今回の措置でございまして。そういうふうな政府委員の語がございまして、これはその当時の気持でございまして、それが事情が變つて参りましたから、税法の改正その他を御審議願つておるのでございます。

○春日委員 国会におきましては、院議を尊重するといふ建前から、一事不再議といふような不文律も厳肅に尊重されておるのであります。特にこの基本法となつております臨時措置法は、明らかに五カ年間の道路整備計画の財源の裏づけをするための特別立法であります。こういうわけでありまして、もとより三十年も五十年もの長い期間の間には、それぞれの法律といえども、客観情勢の推移に応じて、特にこれを改廃しなければならぬということもあるでありましょうけれども、

も、少くともこの五カ年間の期間を切つた、そして事業計画を具體的に対象としたところのこういう税法であります。しかもその税法の審議に當つては、これを上げないと、政府委員が答弁しておるのだから、やはりその当時から同じ性格の内閣としては、当然責任を重んじて、その当時の質疑応答、審議の経過、こういうものを重んじて、この時間が経過するまで待つべきである。私は本日そういうような、その計画年度内において、政府委員の明確なる答弁に相反するところのこういう増税案が出されるということについては、國民は断じてこういうようなものを容認しないと思ひます。

そこで私は、建設大臣にお伺ひいたしますが、あなたの方には、道路整備十カ年計画といふものがあるが、立案、策定されておるのであります。この点お伺ひいたします。

○南條國務大臣 作成されております。

○春日委員 その十カ年計画は、閣議の決定を得られておりますか。

○南條國務大臣 今まだ建設省だけの立案中のものでございます。

○春日委員 そういたしますと、建設省が省で立案されたその十カ年計画とこのガソリン税とは、どういふ関係にありますか、お伺ひいたします。

○南條國務大臣 これは先ほど申し上げます通り、将来この点についての財源の点がありますので、それらとも勘案いたしました作らなければならぬのであります。しかしながら一応計画を作りまして、今後の財源の問題につきましては、政府内において十分検討

いたしましたのでその措置をとりたい、こう考へておる次第であります。

○春日委員 十カ年計画の財源措置といふことで、もう一べん明確に御答弁願ひます。

○南條國務大臣 ただいま申し上げました通り、この財源措置につきましては、揮発油税の値上げといふような問題もいろいろありましたるが、できるだけ一般財源からも導入して、あるいは今日の輸送の隘路を打開する、あるいは今日の輸送の隘路を伸ばす、拡張する点から、道路整備、輸送の増強といふことが一番大事でありますので、さうな点を考えますれば、何とか大幅に道路財源として道路公債のようなものもあるいは必要ではないか。さうなものは内々考へておるのであります。こういうような計画につきまして、十分政府内部におきまして将来の計画を立てたい、こういうふうな考え方であります。

○春日委員 ガソリン税の値上げされたるそのものが、十カ年計画のやはり財源になる、全部でなくとも、それが十カ年計画の財源の一部に想定されておると仮定いたしますならば、当然基本法であります臨時措置法の形での改正をして、同時に並行審議の形で審議していかねければ、これはへんてこなことになると思ふが、さうお考えになりますか。

○南條國務大臣 これは先ほど申し上げます通り、今五カ年計画の途上でありまして、明年に完成いたしますが、この途上におきまして今日の情勢が相対変化して参りまして、このままでは早急に日本の輸送の増強といふことははかれないという考へでありましたの

で、今回いろいろ道路整備の予算の大幅な増額を政府として考へたわけでございます。従いまして、今この五カ年計画の法律を改正しなくても、このまま進んでいって差しつかえないものと考えております。

○春日委員 この臨時措置法の第三条には、道路整備費の財源を明示いたしましたので、二十九年度は、揮発油税法による当該年度の税収入額に相当する金額、これは道路整備五箇年計画の実施に要する道路法及び道路の修繕に関する法律に基く国の負担金または補助金の財源に充てる、あと三十年以降四カ年間、すなわち三十三年度までのことについても、ほぼ同様の規定をいたしておるのであります。従いまして、やはりこの十カ年計画なるものが、この第一次計画である五カ年計画と一体不可分のものであるとか、あるいはその延長である、さうだといひますならば、ガソリン税とのつながりにおいて、当然この基本法との関連においてこれが議せられるべき問題であると考え、それをこの十カ年計画といふようなものをかざして、それに大きな財源が要るからガソリン税を増税されなければならぬといふ単独の立場で、この基本法に何ら触れることなくさういふような構想を立てられておるといふことは、私は大きな手落ちがあるのではないかと思ふが、いかがでありますか。

○南條國務大臣 一応この五カ年計画では、現在の揮発油税によつて措置をするに相なつておりますので、これによつて今計画を進めておるわけでございますが、先ほど申すごとく、このままではとうてい日本の道路整備の

大きな要請に添えないために、今十カ年計画を立てておられるわけであります。途中で今そういう計画を立てておられるわけでありますから、これはいずれ十カ年計画が建設省内において考へておられるものが整備いたしまして、政府として閣議決定となりますれば、この五カ年計画を、その際にその基本法を改正いたしたい、こう考へておるのであります。

○春日委員 いずれにいたしまして、特にこの問題は、私はあまりに院議無視であると思ひます。特に十六国会において、このガソリン税が目的税的な性格を帯びるに至りましたところの法案審議に当りまして、これは明らかに本日のことが予想されたのです。その財源をこのガソリン税に依存するということは、やはりそういう増徴せざるを得ない結果になってくる。そういうことで、最もこれを憂へて、政府に対してとどめがさしてある、念が押してある。政府はその当時主税局長の責任において、これは政府の見解として、増徴しないということを明確に述べられておる。しかのみならず、またたいたいま有馬委員からお話がありましたように、十二月三日の本院の運輸委員会において、こういうようなものを増徴しない、こういうことは絶対反対するといふので、決議が決定しておるのです。少くとも国会は同様の最高機関であつて、特にこの新憲法下においては、国会の審議が委員会を中心として行われておる筈におきまして、たといその一委員会の決議であつても、他の委員会においてこれに相反する決議が行われていないとするならば、その一委員会における決議こそはその

院の決議として尊重されなければならぬのです。もしその当時委員会の決議がけしからぬ、あるいは政府においてそれを了承することができないならば、何らかの政府の意思表示といふものがその決議に対して行われなければならないかもしれません。しかるに本日まで二月三日の本院の運輸委員会において、道路の整備拡充がきつめて緊要なるは論をまたないが、これが経費は原則として国費をもつてやれ、しかるに政府は、道路整備費の多くを揮発油税等に求め、逐年これが増徴をはかり、現在すでに税負担の限界に達したものと認められる、この上の増徴は、税負担の均衡を失ひ、自動車運送事業その他に甚大なる影響を及ぼすものと認めるから、揮発油税増徴に絶対反対する、こういう重大な決議を行なつた。この決議に対して、政府から何ら意思表示が行われておらない。他の委員会においても、これを否定したり修正するような決議が行われておらない。この委員会の決議こそは国会の意思なんです。全くこの国会の意思に相反して、政府がみずからこれに相反する法律案を出すというようなことは、ちょうど昔の内閣万能主義といふものです。現在の議院内閣制度といふものを全然無視して、国会の意思に反しておる。国会の意思なんかどうでもいい、内閣はかくのごとく考へるのだ、こういうことで、昔の官僚内閣制度そのものをほうふつたらしめるやり方といわねばなりません。私はこんなことは、現在の新憲法の精神を尊重するならば、断じて許すべからざると思うが、一体大蔵大臣は、この運輸委員会

か、委員会の議決なんかは内閣は尊重しないのであるか、この点について御所見を述べていただきたい。

○池田國務大臣 国会における委員会の決議につきましては、十分尊重いたしたいのであります。しかし情勢の変化によりまして、その決議よりも違ふような施策をいたします場合におきましては、国会の御承認を得なければならぬのであります。従ひまして、今御承認を得たく御審議を願つておる次第でございます。

○春日委員 私はお伺いしますが、昨年の十二月と本日との程度の客観情勢の変化がありましたか、御答弁を願ひます。

○池田國務大臣 昨年の暮れに石橋内閣ができてから、今年の一月いろいろ検討いたしました結果、ガソリン税増徴の必要が出ましたので、あらためて御審議願つておる次第であります。

○春日委員 それは答弁になりませんが、経済界において兩期的な変動があるとか、あるいは国内の経済構造の実体の根柢をゆるがすような大変動でもあつたなら別であります。あるいは内閣が更迭したというような、さらに政策が変るといふことであれば、これもうなづけたいことではない。けれども、岸内閣は石橋内閣の政策を踏襲すると明らかに本会議においてこれを天下に公示いたしております。客観的情勢においても、また主體的な情勢も何ら変つていない。そういうときに、こ

ういう立場において、その委員会において、衆参兩院を通じて国会の意思が明らかにされてきておる。増徴しないのに、同一の性格の内閣において、ま

た同様の構成議員のメンバーにおいて、これに相反するところの議決を行うといふことは、これはまことにもつてふかしきなことであり、私はそういうような節操をわきまをえざる態度というもの、国会議員に許さるべきではないと思ふ。一体大蔵大臣は、少くともその国会の尊厳というものを考へるならば、国会の意思に反するような法律案を出すといふことは、これは議院内閣制度の――あなたも議員であるのだから、議院内閣制度の権威というものを、昔の官僚内閣制度のそれに逆行せしめるの心配があると私は考へるのであるが、あなたは、そういうことに對してどう御理解をお持ちになつておるか、御答弁を願ひます。

○池田國務大臣 先ほど来私の考へを申し上げておる通りでございます。十二月に委員会ですういふような決議がございましたが、内閣といたしましては、その決議を承知いたしておりますが、先ほど来申し上げておりますように、道路の整備がぜひ早急に必要でありますので、やむにやまれず増徴案を御審議願ふことにいたしましたのであります。決して過去の委員会の決議を無視したといふものではございません。そういうものもありませんが、どうぞ増徴案に御賛成いただきますようにと

言つて出しておるのであります。

○春日委員 そんなことはむちゃくちゃなんです。それは、国会の御意思がそうあつたけれども、とにかくにも道路整備費が要るから上げて頼むといふ、そういうばかなことは論理の筋が通りません。その当時委員会の議決といふものは、明確に、もう担税力が限界に来ておるし、これ以上とると

いうことは運賃の値上げを来たし、さらにそれが物価の値上りに直結する、国民生活を脅かす、そういう意味だから、これ以上増徴しないようにと、あらゆる経済情勢を分析して、その検討の上に立つてこういう結論を下しておるのであります。日本の経済の上において、昨年の十二月と本日と何ら変異はありません。そして内閣の性格においても、また国会の構成メンバーにおいても、全然違つておりません。違つておらない同一性格のものが、少くとも相反する議決を行うといふようなことは、これは許されません。相異なるような政策を策定するといふことは、こんなことを許しておいたならば、国会の威信は一体どこにたつたか。国民の国会に対する信頼は、根柢からくつがえるのとおそれなしとはしない。これは、ただ単なるガソリン税一つの問題でなく、国会運営に対する重大な問題であると思へるが、このことは、一つ大蔵大臣も建設大臣も、現内閣における主要閣僚として、ともかく国会の権威を保つ上においても私は重大な責任があると思ふ。一体こういうような相異なる議決をわずか三、四カ月を経過しないときにおいてするといふことについて、何ら良心に顧みてやましいところはないか、天下、国家、国民に對して恥じるべきところはないか。南條さん、一つ御答弁願ひます。

○南條國務大臣 この問題については、先ほど、大蔵大臣から再々御答弁があつた通りであります。私も全く同感なことと思つております。

○春日委員 このような決議に對しても、厚顔無恥というか、まことに責任を重んぜず、さらに議員たるの面子を

全然重んじない、私はこういう鉄面皮な御答弁がある限り、これ以上質問を続けても意味のないことでありましようから、やめます。私の質問はこれをもって打ち切ります。

○山本委員長 石村英雄君。

○石村委員 建設大臣に先に簡単にお願いしますが、春日委員の質問に対して、十カ年計画はできておる。閣議では決定はされていない、こういう御説明でございましたが、先日当委員会での道路局長の御説明では、十カ年計画はまだできていない、こういう御説明だったのです。またあなたのたまたまの答弁中の途中の言葉では、立案中だ、こういうお話です。立案中とできておるということとはだいぶ違うと思うのですが、一体できておるのがほんとうですか。またできていないという道路局長の御答弁及び立案中という言葉の意味、これを御答弁願いたい。

○南條國務大臣 ただいまの言葉の上に、多少行き違いがあつたようでございますが、私は後に申し上げたように、建設省においてはただいま立案中で、まだ閣議の決定には相なっておりません。ほぼそれができ上つておるといふ見込みでありますので、そういう気持ちで申し上げたことが誤解であつたかと思ひます。

○石村委員 それなら、まだできていないという局長の御答弁は間違ひですか。建設省案としてはできておるのですか。閣議の決定を得ていないという言葉はわかりますが、あなたの御答弁と道路局長の御答弁は違ふわけなのです。

○南條國務大臣 先ほど申し上げました通り、ただいまそれは立案中であり

ますので、そのことを、道路局長はまだできておらないという表現をし、私は立案中のものを、今できかかつておるから、近くこれが完成する、という意味のニュアンスでございますので、御了承願ひます。

○石村委員 とんでもない答弁です。これからできるだらうというのを、できたこととこういう答弁をする、こういうニュアンスと言う。そんなむちゃなニュアンスはありませんよ。

そこで建設大臣にお尋ねしますが、そういたしますと、三十二年の道路整備の予算というものは、五カ年計画に基いて、いわば五カ年計画の完成のための予算だ、こう理解してよろしうございますか。

○南條國務大臣 十カ年計画は、この五カ年計画をさらに不備なものと考へましたので、最近におきまする一般の産業経済の状況から、急激に道路整備を大幅に増強しなければならぬという要請に迫られて、十カ年計画を立てるのではありませんから、五カ年計画をさらに増強したものと考へ願ひたいのであります。

○石村委員 そうすると、三十二年の予算は、五カ年計画に基いたもので外に、まだはつきりしない星雲のような形の十カ年計画も織り込んで計画いたします、こういうことなんですか。五カ年計画の完成のための関係ではなしに、それにさらにプラスした、まだはつきりしないが、十カ年計画の一部と予想せられるものが入つておる、こういうことなのですか。

○南條國務大臣 五カ年計画は三十三年度で完成いたしますが、十カ年計画

は、それ以上に予算の上におきましても相当大幅なものが勘案されておるわけでありませう。それを三十二年度から、その十カ年計画を初年度として考へていこうというのでありますから、五カ年計画で足りない分をプラスしようというのでございます。

○石村委員 そのプラスが現実にあるわけなんですか。五カ年計画に定められた路線以外のものが三十二年度予算の中にはすでに織り込まれておる、こういうことなのですか。具体的に御答弁願ひます。

○南條國務大臣 大体十カ年計画の立案いたしました内容は、全国の一級、二級の国道をとりあへず完全舗装にもつていこうというのであります。でありますから、この法律の中に書いてありますから、五カ年計画ではそれまでは考へておらないのであります。そこで、これを完全舗装にしようという

ことは、今日の国際的な情勢からも、日本の産業経済の将来の遠大なる計画からいたしまして、どうしてもそうしなければならぬということから、今度かような計画を立てたのでありますから、五カ年計画におきましては、そこまで最におきましては、おいてもなつておらぬのであります。

○石村委員 どうもあなたの答弁がはつきりしないのですが、私の聞いてゐるのは、三十二年の道路整備の予算というものは、五カ年計画に基いたもののみであるか、それとも今立案中であるその十カ年計画を織り込んだ、五カ年計画以外の路線についての整備を三十二年にすでに含んでおるかどううかということを知りたいのです。

それを、簡単に直截におっしゃつて下さい。

○南條國務大臣 それは、もちろん五カ年計画のもの以外にも、十カ年計画を相当改訂して織り込んでおるものもあるのであります。

○石村委員 そうしますと、五カ年計画さまだ完成していないときに、三十二年度、三十三年度で完成するかしなかわからないような状況のときに、十カ年計画のようなまだはつきりしないものも織り込んでやるということとは、いわば五カ年計画の修正だと考へられる。従つて、五カ年計画の修正案というものは、ちゃんとはつきり出さなければいかぬのじゃないか。そんな、途中でいいかげんに変えていいものならば、五カ年計画というものをきちんとしてつたということは意味をなしません。五カ年計画も、もちろん事情の変化で修正の必要はあるでしょう。あるならあるで、五カ年計画をこのよ

うに変えたというのをはつきりしなければ、道路整備のあの法律関係からいつても無理があるのではないかと考へるが、いかがですか。

○南條國務大臣 先ほど申し上げました通り、五カ年計画では十分でないと考えますので、それと多少並行いたしまししょうけれども、その計画の中には、十カ年計画として早急に三十二年度にはやりたいというものも加えてあるということをおし上げたいと思つてあります。もし詳細な計画が御必要であれば、別にまた御提出することになつていただけます。

○石村委員 建設大臣に幾ら聞いても、僕の言う意味ははつきりしないのですから、もうやめます。しかし私

は、ほかに大蔵大臣や修正案の提出者に対する質疑があります。建設大臣はお急ぎのようですから、他の方が建設大臣に御質問があれば、あとに回したいと思ひます。

○神田(入)委員 私は大蔵大臣と建設大臣に、経済関係として関連して一つお伺ひをしておきたい。

今度のガソリン税の増徴に對しまして国民が一番心配しておるものは、こういうような増徴によりまして物価が上り、あるいは運賃が上り、ひいてはインフレを助長するのではなからうかということでありませうが、この問題に對しまして、ガソリン税の増徴と関連いたしましたして、どのように考へておられるか、お答へ願ひたい。

○池田國務大臣 国鉄運賃あるいはガソリン税の引き上げによりまして物価に影響し、ひいてはインフレを起しはしないか、こういう御質問でございますが、昭和二十六年十一月、昭和二十八年の一月に国鉄運賃を三割あるいは一割上げまして、物価に影響ございました。また昭和二十九年の四月からガソリン税を現行の額にいたしましたときに、物価には影響いたしてござい

ません。私は、こういうふうな考へまして、大体今のような自由主義経済のもとにおきましては、合理化その他によつて大体吸収し得るものと思つておるのであります。ただ、いろいろな施策が一緒になりまして、賃上げがどんどん行われるとかなんとかいうことになつてきますと、これはまた別でございますが、ただいまのところは、われ

われは、そういうふうな一般の物価に非常な影響を与へ、インフレになるよ

うなことは絶対に避けねばならぬと考
えて処置をいたしておるのでありま
す。

○南條國務大臣 ただいまのことに対
しては、大蔵大臣の答弁と全く同様で
ありますので、御了承願います。

○神田(大)委員 建設大臣は、大蔵大
臣の言われる通りであるというよう
なことでございませうけれども、あなた
は経済関係として、建設業務を受け持
つておる責任者として、大蔵大臣と全
く同じだというような見解はちよつとど
うかと私は思うが、これはもう時間も
ありませんから、これ以上追及しまし
せん。

それでは大蔵大臣にお伺いします
が、今度のガソリン税の値上げによつ
て、運賃の値上げの口実にされるおそ
れがあるとわれわれは考えておるので
ございませうけれども、そうなりまし
と、これは、国民に及ぼす影響はまこ
とに甚大になってきます。このガソリ
ン税増徴によりまして、これを口実に
して運賃の値上げを要求するというよ
うな、そういう事態に立ち至つたなら
ば、政府の責任は非常に重大だと思
うのでありますが、この点をどうお考
えになりますか。

○池田國務大臣 消費税の値上げは、
一般消費者に転嫁されることが原則で
ございませう。従いまして、理論的に申
しますと、乗車賃その他が上つてく
るのが至当でございませう。それで、お
話のように、トラックあるいはその
他の運賃の上昇の口実にはなりまし
うが、しかし、自由主義経済のもとに
おきましては、どういふふうになら
全部転嫁されるか、あるいは一部転嫁
されるか、あるいは全然転嫁されない

かということは、各般の事情によつて
きまることがございませう。従いまし
て、運輸におきましては、各事情を
考慮いたしまして、これは料金の値上
げをするか、あるいは値上げしなくて
も済むかということをお各々の問題とし
てお考えになると思ひます。私は、運
賃、あるいは乗車賃、あるいはトラッ
ク代が上がるにいたしまして、それは
大した影響はない、全体の経済として
はのみ込み得る、それよりも、道路を
よくし運送を早くし、そうして運送の
安全をはかることが急務だと考えた次
第であります。

○神田(大)委員 政府は一方において
一千億減税を唱へ、そうして国民負担
の軽減を宣伝しておきながら、他方
においては、ガソリン税の増徴による運
賃の値上げとか、あるいは物価の上昇
というふうなことをして、国民大衆に
負担を加重させておるが、これは、あ
なたたちの宣伝しているところの、大
衆に対する負担の軽減というふうなこ
とと相矛盾することであらうと思ふ。

このガソリン税の増徴も、運賃値上げ
や物価上昇に影響ない範囲内において
行うべきであつて、これを一般大衆に
転嫁させることに對しましては、われ
われはどうしても納得できないのでご
ざいませうが、政府が日ごろ国民に宣
伝しているところの、減税あるいは大衆
への負担の軽減というところ、今度の
ガソリン税によるところの物価の上昇
と運賃値上げに対する見解、この矛盾
する見解に對しましてどう対処する
か、あなたの御見解を御発表願いた
い。

○池田國務大臣 日本経済全体を合
理化し、健全化する一つの方法でござ

います。所得税が非常に高過ぎました
から、これを減税いたしまして、そし
て経済の復興の手段にしよう、そして
また一般消費者の方につきましては、
なるべく間接税を上げないようになら
なすべく、国の経済再建に必要な隘路
部門につきましては、ある程度負担し
てもらおう。御承知の通り、小額所得
者につきましては、最近の日本経済の
発展に伴ひまして、収入その他が非常
によくなつて、生活が楽になつてきて
いるのであります。家計費におきまし
ても、交通通信費の占める割合は非常
に少なくなつております。しこうして家計費
におきましては、いわゆるエンゲル係
数によりまして食費その他の割合は、年
年減つて参つております。昭和二十六
年には六〇近いエンゲル係数が、今
では五〇を割つておる状況になつてお
るわけでありませう。家計費に占める割合
が非常に少なくなつてございませうから、日
本経済再建のために、お互いの暮らしを
楽にするために、この際ガソリン税あ
るいは国鉄運賃の値上げはがまんして
いただく。そうして私は十分家計費の
方で吸収し得るものと考えておりま
す。

○神田(大)委員 ガソリン税が増徴さ
れることによつてインフレを来たさな
いというふうなことを、あるいは一般大
衆にさほどの影響がないというふうな
見解に對しましては、われわれは異
なつた考えを持っております。これ
は、今後直ちに現象として現れるの
であります。あなたは、昭和二十八年
あるいは二十九年のいろいろの運賃や
ガソリン税の値上げ等についても、影
響ないというふうなことを言つており
ますけれども、物価指数というものは

その後相当上昇しておる。インフレの
気配が徐々に現れておる。こういう
際に、このような物価上昇を来たすよ
うな増徴案は慎まなければならぬと
われわれは考えておるのであります。この点
に對しまして、蔵相の御見解とわれわ
れの見解は大いに異なつております。

そのような観点に立ちまして、われ
われは今度のガソリン税増徴案には賛
成しかねると思ふのであります。これ
以上あなたに御質問しても同じこと
でありますから、私は後刻この点につ
いては御質問したいと思ひます。

○石村委員 ごく簡単にお尋ねいたし
ますが、ただいま神田君の質問に對し
まして大蔵大臣は、この税金の増徴を
だれが負担するかという問題でいろ
ろ御答弁になつたのですが、もちろん
消費者が負担するというのは、一般
的な消費税の原則でございませうが、
實際は精製業者が負担する、あるいは
販売業者が負担する。販売業者にも卸
売業者があり小売業者がある。消費者
につきましても、直接消費者であるト
ラック業者、バス業者、ハイヤー、タ
クシー、自家用、こういういろいろ分れて
くると思ひます。大蔵省としては、今
度の増徴に當つて、どのような負担を
それぞれどの階層において行ふか、御判
断なさつていらつしやうと思ふので
すが、それをお示し願ひたいと思ひま
す。

○池田國務大臣 これは、公定価格の
ものとは違ひます。たとえばお酒なん
かのようには、最高価格をきめておるも
のにつつましては、生産者のマージン
がこう、卸売がこう、小売がこうとい
うようにびたつときめておりますが、
ガソリンにつつましては、それがなか

なか困難でございませう。従いまして、
どの程度どの段階において負担するか
ということは、今からは申し上げられ
ないと思ひます。これが自由経済の原
則でございませう。

○石村委員 全くその通りだと思ふ
んですが、先般池田さんは、この増徴に
よつて運輸業者の利益率ですか、何か
が二%減少するといふような推定の数
字を御答弁なさつたのですが、二%と
いふような推定数字が出ると思へば、
一応大蔵省としては、バス業者の場合
はどうだ、トラック業者の場合はどう
だ、あるいはタクシーの場合はどう
だ、そういう御判断がなければ、二%
なんていふ数字は出てこないはずで
ございませう。今の大蔵大臣の御答弁は、
二%といふ御答弁と矛盾しておると思
ひます。

○池田國務大臣 矛盾はしてないの
でございませう。あの前提は、もしバ
ス業者が全部を負担した場合に二%程
度の影響がある、こういうことでは
ありません。だから矛盾はいたして
おると思ひます。

○石村委員 トラックにいたしまして
も、タクシーにしても、あるいは認可
料金か公示料金か何か知りませんが、
それがあつたのですが、トラックある
いはタクシーは、それぞれせつかく政府
の方で認めた料金をとり得ないとい
ふようなことが、従来の実例でござい
ませう。バスなんかは、いわば半独占
の立場にあるから、政府が認めれば、そ
の通りの値上げが可能でございませう
が、トラックやタクシーはなかなか
それができない。タクシーなんかは
十円が七十円になり、一時は六十円と
いふような例もあつたのですが、そう

いう点はどうにお考えなんでしょうか。

○池田田務大臣 それは、今のようない経済のあり方では、料金に対して転嫁できる場合もできない場合もございませう。業者あるいは地方の事情その他によりましては、私は正確なことは言えないと思います。

○石村委員 そういふ状態だから、業者がこの国会のまわりに集まって反対氣勢を上げるわけなんです。大蔵大臣にさらにお尋ねします。政府からお出しになった資料を見ますと、道路が十五年と見て、二倍以上の増徴分よりも利益がある、こういう資料ですが、計算上あるいはそういうことになるかもしれないんですが、このように、先での利益があるから今上げて差しつかえないという御判断で、この資料はお出しになったのですか。

○池田田務大臣 その資料は、私よく見ておりませんが、とにかく世間一般では、道路がよくなくて、自動車の償却も少なくなるし、運転手の方の能率も上るし、いろいろな点でよくならないという計算は、各方面でしていると思います。私は、それは長い目でそうなるという表だと思ひます。

○石村委員 長い目では確かにそうなるかもしれませんが、これはわかりませんが、しかし問題は、さっきの御答弁の中にありましたように、揮発油税を増徴して、それを直ちにタクシーやトラック業者が消費者に転嫁できない。そこに問題があるわけです。それはタクシーもあるいはトラックも、長い目で見れば利益を受けるかもしれない。しかしその前には、利益は受けられない。途中で死んでしまつては、

先で幾ら利益があつたつて何の役にも立ちません。先でいいことがあるから今死んでしまふ、こういう御答弁ではないと思ひますが、これはいかがですか。今死んだつて、先でだれかが助かるから、お前らあきらめて死んでしまふ、こういう御議論なんですか。

○池田田務大臣 それは、ガソリン税だけの問題ではございせん。私は政治というものは、全体を考へてよくするように、そうして個々の方々にもそれが非常に悪くならないようにということが根本だと思ひます。従いまして、先ほどインフレとかあるいは物価の議論がございましたが、昭和二十八年に鉄道運賃を上げたり、あるいは二十九年にガソリン税を上げたりしても、物価はすつと横ばいできておつたのであります。しかるに最近に至りまして、輸送のネック、あるいは急激な経済の発展によりまして鉄鋼その他の値上り等で、今までこういう臨路産業に思い切つた処置をしなかつたのが、最近の物価の横ばいから上りかけた状況なんではないかと。物価が上つたとか、それが十分にいかなくなつたということ、国民全体の問題でございせん。ガソリン税によつてまかなつて道路をよくしよう、国鉄運賃を上げようといつたのであります。これが全国民みんなによくなるという施策でございせん。しかしそれが上り過ぎて、あなたの言うように、もう立つていかないうな状況になるかという程度問題につきましては、私は先ほど来申し上げておりますように、大して消費者にも影響はないし、またこの程度の上げようでは、転嫁ができればいいですが、転嫁できない場合におきま

ても、私はやつていけるといふ見通しでいるのであります。

○石村委員 物価というものは総合物価ですから、運賃が上つたからといって、全部の物価が必ず上るわけでもないし、他の施策との関連があること、一つだけ取り上げて上るとか上らぬとか言つてみたつて始まらないと思ひます。その点、大蔵大臣は強弁せられるわけですから、幾ら言つたつて水かけ論になると思ひますが、一つ修正案の提案者と大蔵大臣に、修正案についてお尋ねしますが、小山君のさっきの御説明では、十五日分を政府は延納と申しますか、それを認めておるのを認めないことにするから、これこれの課税標準はふえる、こういう御説明だつたのです。これは、今度の修正案を見ますと、単に税金だけのことで、あつた十三条関係は御修正なさる必要はないわけなんですか。

○小山(長)委員 法律の方は、九十日以内の延納を認めることになつておりますので、七十五日である限り、その必要はないのであります。

○石村委員 七十五日で差しつかえないといふことですが、法律は二カ月なんです。二月以内、その徴収を猶予することができるとある。従つて、これは法律を改正しなくとも、そのようにするといふのはどういふわけですか。なることもあろうし、ならぬこともあるといふことになると思ひますが。

○小山(長)委員 十三条の第二によりまして、「三月以内、その徴収を猶予することができ」とありますので、九十日以内はよろしいわけでありま

○石村委員 以内とあるからそうなる、こういうことですが、以内は三カ月が最高限度ですから、三カ月になる場合もあるんじゃないですか。それが必ず十五日短縮されるという理由は、どこにあるわけですか。

○小山(長)委員 三カ月以内であれば、政令によつて九十日にすることもありますし、現在は七十五日の徴収猶予を政令で認めておるわけでありませう。従つてその政令を変えなければよろしいのであります。

○石村委員 政府の従来の説明は、これは政令を変えて、七十五日でないようにすることになつておる、その前提で説明されておる。それが政令を変えないといふ御説明だとすると、大蔵大臣はもうちゃんと与党とお話し合ひの上で、このことを承認されたわけなんですか。従来の政府の態度は、そういうことをしないことになつておる。十五日延びることになつておる。それを延ばさないといふんなら、大蔵大臣としてそれを認められたわけなんですか。

○池田田務大臣 私はまだ承認したと断言できないのでございせん。国会の意思をあくまで尊重しなければならぬという気持に変わりはございせんが、そういう話はございまして、ああさうかといつて、私はそれでよろしゅうございませうとはまだ言つておりません。国会の尊重という意味におきまして、あなたの方の議決があれば、これに従うにやぶさかではないのであります。

○石村委員 そうすると、提案者にお尋ねしますが、この法律を十五日短縮して修正を出すべきではないんですか、大蔵大臣が何をするかかわらないんですから。国会の意思というものをはつきりするのには、この法律を修正しなければはつきりしません。あなた方が単にそうなると思ひ説明になつても、国会の意思といふわけにはいかないわけなんです。政令に譲つておる。そうして大蔵大臣は、政令は本法に違反しない以上どうにでもできるという御解釈のようです。これをもし与党として十五日短縮するといふ御意思なら、この法律の「以内」を、十五日削つた日にちの以内になさる必要があるのではないかと、こう考へるのですが、いかがですか。

○小山(長)委員 課税の標準額を三百五十九万二千キロワットルに考へ、そうして欠減率を三・七から一・五に押えていく限りは、七十五日以上にはなり得ないのであります。でありますから、これはわれわれの提案した通りに法律を改正すれば、七十五日以下にすることはできないし、七十五日以上にするとも、この数字の上からできないといふ結論になりますので、法律の改正は必要でないと思ひます。

○石村委員 数字の上からそうなつてゐる。法律にそんなのはないわけですが、それが七十五日以上にも以下にも絶対にならないことになる、さうおつちやつたつて、さつぱりわかりませんか。どういふわけであるのか、ならぬのか。法律にちゃんと書いてあるなら、それはわれわれでもわかりませうが、あなたの御説明では、ただこいうふうな算定した、こいう御説明にすぎない。その算定の根拠です。法律は政令に譲つてゐる。法律は「三月以内」と書いてある。これを必ず十五日短縮するといふように法律をはつきり修正

しなければ、そのようにはならないと思う。数字上必ずなるというが、どういうわけで数字上そうなりますか。

○池田國務大臣 十三条の二は、以前から三月以内の徴収猶予を認めておるわけであり。しかしして現在の状態は、法律は三月以内となっており、政令で七十五日といたしておるのであります。しかもまた徴収の場合におきまして、欠減は三・七％とい

たしておるのであります。われわれはその七十五日を九十日とし、そうして三・七％の欠減を見て、そうして三百九十万キロワットの前提のもとに予算を組んでおるわけであり。ただもし万が一にも、われわれの期待しております六千五百円の増税案がどうなるか私は存じませんが、もしこれが減額されるようになる場合におきましては、当委員会での増税案の金額は動かない、これだけ税率を下げて動かないだろ、そうしてその動かない理由は、徴収猶予、十五日間延ばしているのを延ばさない、従来のように七十五日にし、そうして欠減をこう見てからの修正案だ、こういう決議に相なると思います。決議にならなければ、説明があると思ひます。われわれは先ほど来のお話のように、委員会ですういふうに説明があり、御決議になれば、国会を尊重いたしまして聞かざるを得ないような状態に相なるかと思ひうのでございますが、今のお話の点は、現行も三月以内とありまして、七十五日にいたしてあるのであります。

○石村委員 そうすると、必ずこの修正案が通れば十五日短縮になる、政令を変えなくてもいいということですか。

か。それなら、その通りにおやりになる、こういう確約をなさいますか、尊重するという以上は、そういうわけですね。

○池田國務大臣 春日さんが先ほど来、国会の意思を尊重しろというお話でございしますから、いろいろな点を考慮いたしまして、御決議があれば、そのときに私は善処いたしたいと思ひます。

○石村委員 これは情勢の変化で、そんなことはやめたというようなことは出ません、情勢が変化しただけでござい。法律ではつきりしておいたら、情勢が変化しても変化しなくても、やらざるを得ない。この法律を修正しておかないと、大蔵大臣が天井をにらんで、情勢が変化したら御判断になる、それつきりになってしまひますね。いかがですか。

○池田國務大臣 これは決議になるかならぬか存じませんがございします。私は国会の意思は十分尊重いたします。

○石村委員 そんな抽象的なことを私は聞いておるわけではない。国会の意思を尊重するということは、当り前の話です。しかし現実にはどういふものをきめる場合に、情勢の変化だ、あの決議は、情勢の変化だから、あらためて国会に付議しなければならぬ事項なら、それはあらためて情勢の変化によつて、国会の意思できめるということになるでしょうが、これは政令に全部譲つておるわけですか。この点、これは提案者、もつとはつきりしなくても差しつかえないとお考えですか。なぜこの修正を出しにしないのか、積極的に出さない理由を御説明願ひたい。

○小山(長)委員 先ほど申し上げましたように、この計算からいけば七十五日で十分である、あるいは七十五日以上にする必要はない、あるいは七十五日以下にする必要はないという計算が出てくるのであります。従つて、政府がわれわれが修正した通りに実行し、また予定数量がこの通りである限りにおいては、七十五日でよろしいという結論になりますから、従つて法律の改訂は必要でない。現に九十日以内はよろしいということになっておるのでありますから、現行通りでよろしいという結論に到達したということでありま

す。

○石村委員 ただいまの御説明で、ますますおかしなやつてしまつた。そうすると、予定数量が變つてくれば、これはまた變つてくる、こういうことですか。

○小山(長)委員 予定数量は變らないという前提で、われわれはこの修正案を出しておるわけであり。従つて、予定数量は變らないという前提でありますから、七十五日も變らなくともよろしい、こういうことであります。

○石村委員 この一年の三百九十万キロワットは、一応の推定数字にすぎない。三十二年度に現実に四百五十万キロワットになるか、あるいは三百五十万キロワットになるかわかりません。またこの五月、六月にも、情勢の變化で数字の移動はあるかもしれない。もしそれが變ればまたお變えになる、こういうことなんですか。

○小山(長)委員 現在の政令は變えないという前提なのであります。變えないという前提に従つて、かつ總數量が見積り通り、この限りにおいてはこういう結論になります。これは石村さん

も計算されれば、その通りになるのでありますから、法律でもつて七十五日以内とか、あるいは五十日以内とかしなくてもいいのであります。

○石村委員 ちつともいいことはない。これは幾らになるかわかりやしない。あなたは仮定の数字によつて、こうなるから、この法律もこの通りでよろしい、こうおっしゃるのですが、その数字は變ると考えなければならぬ。絶対に三百九十万キロワットを一

つとめるというものは、だれも考えられることではないわけですか。だから、数字は變るか減るか、變ると見なければならぬ。ところがその数字に變動があれば、政令も變つても差しつかえないという御答弁ですが、これはおかしなことですか。数字が變れば、あなた方はこの修正案もさうにお變えになる御意思なんですか。

○小山(長)委員 今石村委員がおっしゃるの、九十日以内という法律を變える必要があるかどうかという点を

おっしゃいますから、九十日以内という法律は、變える必要はないのだということを御返事申し上げたわけであり

ます。

○石村委員 その辺は、あなたが再三答えておられますから、わかつていますよ。ところが、この前提の数字が變らなければとおっしゃる。これは絶対に變らないという保証がありますか。法律で十五日を短縮すれば、その通りに法律は施行されます。現実に消費する

數量は變ると考えるのが、むしろ常識でございします。變ると考えられるものを變らないと前提すれば、法律を變えなくてもよろしいということは、非常におかしな御説明だと思ひます。

○小山(長)委員 私どもが提案いたしておりますのは、増税案の六千五百円を五千三百円に修正するということなのであります。その修正の算定の基礎としては、今の欠減と、それから徴収猶予をその通り見れば五千三百円という結論に達する。従つて五千三百円という修正案にしておけば、九十日以内というものの修正は必要がない、こういう結論に達したのでありますから、御了承をお願いいたします。

○石村委員 これは、小山君と押し問答しても、たとえば二・二が五というやうな答案を書いて、私が二・二が四だ、これがほんとうだと言つても、いや五だ、五だということと同じですから、私はこれでやめま

す。

○山本委員 昨日から本日にかけまして、いろいろ阿党間の話し合い等の経緯にかんがみまして、まだ皆さんには御不満で質疑がたくさんあると存じます。その点、委員長は十分皆さんの質疑のある点は感じております。けれども、今申し上げたように、阿党のいろいろ話し合いの経緯もござい

ますので、阿党及び阿党に対する修正案に対する質疑は、この程度で終了いたしたいと存じますが、いかがでござい

しょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○山本委員 御異議ないやうでありますから、それでは阿党及び阿党に対する修正案に対する質疑は終了することにいたします。

この際兩案に対する修正案について、国会法第五十七條の三の規定により、内閣の意見を求めます。池田大蔵大臣。

○池田田務大臣 衆議院議員小山長規君外二十五名の提出にかかる揮発油税法案に対する修正案及び地方道路税法の一部を改正する法律案に対する修正案について、国会法第五十七條の三に規定する内閣の意見を一括して申し上げます。

揮発油税及び地方道路税の増徴の際でありますので、現行の欠減歩合を大幅に圧縮し、また徴収猶予期間延長の配意を行わないことは問題があると思われませんが、道路整備費予算額には減少を来さないもので、修正案に於いて反対はいたしません。

○山本委員 以上をもちまして内閣の意見は終了しました。

これより両法律案並びに両法律案に対する阿修修正案を一括して討論に付します。横山利秋君。

○横山委員 私は日本社会党を代表いたします。ただいま上程に相なっております阿修修正案並びに阿修修正案に対して、絶対に反対をいたすものであります。

少くともこの両法案に集まつておる非難、集まつております意見等を一言にして集約をいたしますと、百歩譲つて政府の今いたそうとしております千億減税、そのスローガンの中で、仁徳以来の減税をする、こういつておるときに、仁徳以来の大増税が行われるという矛盾が、そのものずばりで言われております意見であります。しかもこの阿法案につきましては、昨年以來幾變遷を重ねておるのであります。先ほ

どの質問の中で出ましたように、当初の一万余千円から八千五百円、六千五百円、一声あつて五千五百円、さらに五千三百円、パナナのたき売りじやありませんけれども、これは幾變遷をいたしました法律案はございせん。従つて税に最も必要であるべき納得、説得力、あるいはまたこれに対する信頼感というものは——大臣、笑つていさやダメですよ。まじめに聞いていさいよ。少くとも国民から集まつておるこの信頼感と説得力というものが、この法案に欠けておると私は思うのであります。私は野党といえども、提案される法案に対して審議をし、かりに反対をいたしましたも、一たん通ればこれは法律であります。従つて野党といえども国民に対して説明をし、そして、きまつたものは払わなければならぬぞ、こういう立場を国会議員として持つたなければなりません。いかにしてそれを説明するかということに、私どもは苦しむのであります。

ここに、われわれ国会議員の手に集まつております、このガソリン税に対する陳情というものは、実に膨大にわたつております。この膨大にわたつておる陳情書の中の一つの例を、私は示してみましよう。これは、一業界並びに労働者が一致して書き集めたものらしい、しかし全くそのものずばりで、こういう点はどうかということを中心日にとつていつています。これは、もうすでにこの委員会においてもあらゆる角度から審議をされましたけれども、もう一度心静かにして、われわれはこの国民の嘆願書をここに想起する必要があると思つて、特に私は朗読をいたしたい。

一、国民大衆に対する所得税の減税と、日夜不眠不休で働いている労働者にしわ寄せされるガソリンの大幅増税と、果して矛盾撞着のない善政でしようか。

これが第一であります。

二、ガソリンは昨年十月以後一キロリットル七、八千円の値上げを強要せられ、なおますます値上げの情勢であつて、同業者はその不安に脅かされております。

これは時間的のずれもありますから八千円と言つておりますが、

三、この際さらに、税として八千円を徴収せらるるならば、兩者合せて一万余千円の急激な大きな負担増となり、業者に致命的打撃を与えるものであります。

四、終戦後一度も料金運賃の値上げをしたことのないタクシー、ハイヤー業者だけを、なぜ日本国民の一員として殺すほど憎まねばならぬことになるのでしょうか。安い料金で走つて

いるタクシーがどれほど道路を損傷するのでしょうか。

五、大蔵当局は目的税なるがゆえに、道路整備のための増税をするのであるというが、それは感情的、報復的課税だといはねばなりません。

六、私どもは目的税に賛成したこともありまへんし、目的税創設當時は、当時のガソリン税の一部を道路整備に支出したにすぎない実情から、せめてガソリン税総額だけぐらひは道路費にという意味で法律ができたのではないでしようか。

七、わが国の道路整備はもつと大きく長期の計画を樹立するべきであつて、にわかに無理な増税案でこれを補

うというのは、私どもには納得できません。

八、大蔵当局は、わが国のガソリン税や、ガソリン価格が欧州各国より低率安価であるというが、それらの国の国民生活基準と物価指数から見ると、果して低廉でしようか。

九、道路整備による受益は自動車業者だと説かるるが、この数字も計算も全然机上の空論であつて、特に都市のタクシー、ハイヤー（ガソリンを最も多く使用する業者）は、そんな受益などあるものではありません。

一〇、こんな弱い者いじめの苛酷な増税が今日私どものみに課せらるるならば、一体私どもに何をせよと言わるのか、あえて政府に問はんとするものであり、ただただ天を恨み、地に伏して泣くのみであります。

こう言つておるのであります。この十項目の項目について、私どもは関係の委員会、あるいは連合審査会で種々討議をしました。で、これは尽されたとは私どもは言いがたい。しかも質疑応答を、この議事録なり何かをこれらの人々が読んで、政府の答弁によつて、真にこれを納得するであろうかどうかを私は疑わざるを得ないのであります。この中にありますように、そもそも目的税を設けたときは、大蔵省も反対の立場にあつたものであります。国税の中で目的税を設定するといふことは、世界各国の歴史にもあまりありません。私の知る限りにおいては、アメリカの州税にガソリン税が目的税としてあるけれども、ほかの各国で国税の中で目的税を作るといふことは、税の根本原則からも反すること

あり、あなた方も実は初め反対をしておつたはずであります。けれどもこうなつた。なぜあなた方は反対をしたか、財政の弾力性をこれによつて失うからだという意味の反対であつた。ところが一ぺんできた、今度は逆にあなた方は、目的税を作つたのだからと、これを値上げをして一般財源を減らす方向に回つたじやありませんか。これは、私はあなた方として考えなければならぬところではなからうかと思ふ。自分が反対をした、それが通ると、今度はそれを逆手に作用して、どこえしわ寄せするといふ結果に今日なつてゐるということ、反省されなければなりません。

私がこの両法案に反対をいたしますのは、主として四つの論点からなると思ひます。

第一は、道路に対する根本的認識の点であります。早い話が、道路を通るのは、道路をこわすのは、こういう理論で、それはタクシーあるいは自動車、こういうふうに一がいにかへるのではありません。いまさら言うも愚かなこととありますが、道路はまさに産業の構造、産業の基盤であります。もしも政府が建設大臣の言われるように、十カ年計画を策定するゆえんのものが、日本の産業の中で道路が、あるいは電力が、あるいは輸送が、鉄鋼が今一番隘路であるから、ここに太いパイプを通じなければならぬといふならば、なぜもつと國策として堂々と本格的にかまえて、一般財源を大量に投入をしないのでありましようか。四十四億出ています。しかし四十四億とガソリン税の五百三億と、どれだけこれが

第二番目に、重要法案に対する諸条件というものが裏づけされていないのであります。先ほどからもいろいろな角度から議論がされました。これだけ

いう点があります。大蔵大臣は今、そのことに私どもにとつては心外でありませんが、まあ言葉の中のおやでもありません。うか、鉄道運賃を値上げしても、タクシーやトラックを値上げしても、労働者が賃上げを要求しなければ、インフレにならぬという軽率なことを言いました。労働者が賃上げを要求するのは、労働者の立場です。しかし、それを受けて経営者が値上げを認めるとしたら、経営者の責任であることもまた忘れてはならぬはずでありました。政府が公務員の給与の引き上げを認めたならば、それは政府の責任であることを大蔵大臣は忘れてはならぬはずであります。そういたしますと、少くとも物価引き上げ、インフレに対する影響についての、大蔵大臣の無責任な先ほどの答弁は、御反省を願わなければならぬと思うのであります。

第三番目に、私はこの重要法案を通じて、政府与党の中における不統一と混乱を指摘しなければならぬと思うのであります。第一は、この修正案が決定されるまでのいきさつであります。金額もずいぶん動きました。そしてきのうからきょうにかけて署名の問題も出ました。あるいは各省であげる数字は、運輸省で四百二十万キロリットルと言えば、大蔵省では三百九十万キロリットル、これは今もなお解決しておらない数字であります。三・七の欠減率が一・五になつたやう修正になつた。なぜ一・五になつたかと言うと、これまた答弁がないのであります。運輸省が今度の問題で出しております意見書を見ますと、六項目があつておりますけれども、これは民間側とか、業者側とか、労働組合が言うならいざ知ら

の決議、一体これらに対してどうい
尊重をいたしておるのでありまし
う。こう考えますと、あらゆる委員
がしばしばこの油の税金について反
の決議をし、政府に善処を求めてお
のに、まことに未曾有の増税がここ
報いられてきたのでありますから、
会の権威というものは全然失墜した
いわなければならぬと思うのであり
す。

このように考えてみますと、この
法案に対して、国民は一体どうい
ふふうに考えておるだろうか。この増
というものが矛盾と撞着と混乱と、
して悪質な中から生まれてきた、こ
まで国民が疑った場合に、われわれ
どういうふうに答えるべきであり
しょう。少くとも一般庶民の中には
運賃が上った、電力料金も上る、ふ
代が今度は上つてきた。そして今度
た車代とくる。こういう心理的な現
というものは、たとい大蔵大臣が、
民の生活水準に対しては影響をもた
さないようにしたいと言ひ、あるいは
生活のゆとりの中にこれが食い込み
ると言つても、その心理に対する影
というものは、これは看過すること
できない問題であり、私は特にこの
治連盟を結成したという話を聞きま
した。タクシ一の業者が政治連盟を結
するということは、私個人としては
まり感心したことはないと思うの
す。しかし、われわれがこの審議を
じてもつと納得のいく手段を講じ
もつという方法を考え、少くとも彼
が出すには出すにしても、納得する
途手段を講じたならば、ここに二大
在党が敵として存在しているとき、業

にいそしむべき人々が政治連盟を結成することはないと思うのであります。それにもかかわらず、全国千数百万のこの関係の人々が政治連盟を結成して自動車業界を守らなければならぬというふうにいかにせることは、政治の至らざるどころと、われわれは考えなければならぬと思うのであります。こういう方向であらうでもこちらでも、中小企業政治連盟とか、いろいろ出て参りましたら、政党政治の信頼感というものは何をもつて保持すべきかと私どもは心配であります。本来の道路をよくするためのあるべき姿というものは、少くとも何をなすかということ明確にして、この道路はこうなる、これはこうなる、そのために税がこれだけ要するということを百歩譲つてもなさなければならぬと思うのであります。この法案にはそれが無い。少くとも私どもは、このガソリン税を増徴しないでも、一般財源から国土の建設のために大量にこれを投資して、長期計画をもつて道路をよくする方途が残されてゐる。そう確信して、社会党は予算案にこれを計上をしたことはすでに御存じの通りである。さはさりながら、今ここに重要法案としてのガソリン税法案は、採決の直前にあります。全国の関係する人々が、昨年の暮れ以来、旗を立て、全国津々浦々に集まり、きのうはきのうで国会を取り巻くこと数千、それらの人々がまさにかたずをのんで見守るうちに、この法案は今や通過しようとしております。

もし最後に、私に言うことを許されますならば、現状の政治が、あしたなり、一カ月先に解散の声があつたら、決してこの法案は出なかつたであらうと思ふのであります。ここに政府与党の、国民の批判に対する気のゆるみのあることを警告したいと思う。そうであつても、少くとも国民諸君は、この法案が通過することによって生ずる困難を長く忘れないであらうでしょう。また社会党も、この法案のひずみというものが一日も早く排除され、そうしてあるべき姿にせんとこいねがうものであります。

以上、私の討論を要約して申し上げますと、こういうふうな状況であります。が、両法案及び修正案に絶対反対をいたしました。私の討論を終ることにいたします。(拍手)

○山本委員長 以上をもちまして討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず揮発油税法案について採決をいたします。最初に本法律案に対する小山長規君外二十五名提出の修正案について採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

次いで、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決をいたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よつて本法律案は修正議決をいたしました。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案について採決いたします。まず最初に、本法律案に対する小山長規君外二十五名提出の修正案について採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

次いで、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決をいたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よつて本法律案は修正議決をいたしました。

この際お諮りを申し上げます。ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によつて委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

本日はこの程度にとどめ、明日は実は日曜日ではございますけれども、参議院との関係もございますから、定刻をもつて開くことにいたします。

これをもつて散会いたします。

午後一時五十一分散会

〔参照〕

揮発油税法案(内閣提出)に関する報告書

地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕